



熊本県公報

号外第 1 7 号

平成 24 年 3 月 31 日(土)

(毎週 火・金発行)

目 次

- 訓 令
- 熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1
- 熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令…………… (//) 421
- 熊本県ポータルセールス推進室設置規程…………… (//) 425

訓 令

熊本県訓令第 1 0 号

本庁各部(公室・局)課(センター)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 4 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県庁処務規程(昭和 3 6 年熊本県訓令甲第 2 9 号)の一部を次のように改正する。
 第 3 条第 2 項中「前項の課(総室・室・)」を「前項の課(」に改める。
 第 8 条第 4 項中「共通専決事項中の」を「共通専決事項の表」に改め、「課(センター)長専決事項」の次に「の欄に掲げる事項」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「係る」の次に「第 3 項及び」を加え、「当たっては、」の次に「同項中「部内局長専決事項」とあるのは「危機管理監専決事項」と、「部内局長」とあるのは「危機管理監」と、」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「前項本文」を「第 1 項本文」に改め、「係る」の次に「前項及び」を加え、「当たっては、」の次に「同項中「部内局長専決事項」とあるのは「政策審議監専決事項」と、「部内局長」とあるのは「政策審議監」と、」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同項を同条第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。
 2 前項本文の規定にかかわらず、別表第 2 の 1 支出負担行為以外の共通専決事項の表部(公室)長専決事項の欄に掲げる事項のうち、あらかじめ部(公室)長が指定した事項については、部内局長、政策審議監、危機管理監又は部(公室)長が指定した者が専決することができる。
 3 第 1 項本文の規定にかかわらず、別表第 2 の 1 支出負担行為以外の共通専決事項の表部内局長専決事項の欄に掲げる事項のうち、あらかじめ部内局長が指定した事項については、課(センター)長又は部内局長が指定した者が専決することができる。
 第 9 条第 4 項中「別表第 3 中の」を「別表第 3」に改め、「課(センター)長専決事項」の次に「の欄に掲げる事項」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「係る」の次に「第 3 項及び」を加え、「当たっては、」の次に「同項中「部内局長専決事項」とあるのは「危機管理監専決事項」と、「部内局長」とあるのは「危機管理監」と、」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「前項本文」を「第 1 項本文」に改め、「係る」の次に「前項及び」を加え、「当たっては、」の次に「同項中「部内局長専決事項」とあるのは「政策審議監専決事項」と、「部内局長」とあるのは「政策審議監」と、」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。
 2 前項本文の規定にかかわらず、別表第 3 部(公室)長専決事項の欄に掲げる事項のうち、あらかじめ部(公室)長が指定した事項については、部内局長、政策審議監、危機管理監又は部(公室)長が指定した者が専決することができる。
 3 第 1 項本文の規定にかかわらず、別表第 3 部内局長専決事項の欄に掲げる事項のうち、あらかじめ部内局長が指定した事項については、課(センター)長又は部内局長が指定した者が専決することができる。
 第 2 1 条第 2 号及び第 3 号中「重要な」を「特に重要な」に改める。

別表第 1 健康福祉部の項中

健康局	医療政策課
	国保・高齢者医療課
	健康づくり推進課
	薬務衛生課

を

ねんりんピック推進局	ねんりんピック推進課
------------	------------

健康局	医療政策課
	国保・高齢者医療課
	健康づくり推進課
	薬務衛生課

に改め、同表商工観光労働部の

項中「新エネルギー産業振興課」を「エネルギー政策課」に改め、同表農林水産部の項中

漁港漁場整備課	を	漁港漁場整備課 全国豊かな海づくり大会 推進課
---------	---	-------------------------------

に改める。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表知事決裁事項の欄第2号中「重要な」を「特に重要な」に改め、同欄第6号中「部（公室）長専決事項」を「部内局長専決事項」に改め、同欄第9号を次のように改める。

9 委員会、審議会、協議会等の設置及び委員等の任免、委嘱及び解嘱に関すること（部内局長専決事項に該当するものを除く。）。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表知事決裁事項の欄第19号中「その他」の次に「特に」を加え、同号を同欄第20号とし、同欄第18号中「及び確定並びに歳計現金余裕金の融資金額の決定」を削り、同号を同欄第19号とし、同欄第17号中「儀式及び」を「特に」に改め、同号を同欄第18号とし、同欄第16号を次のように改め、同号を同欄第17号とする。

16 行政代執行に関すること。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表知事決裁事項の欄第15号中「及び行政代執行」を「並びにその取消し及び撤回」に改め、同号を同欄第16号とし、同欄第14号中「重要な」を「特に重要な」に改め、同号を同欄第15号とし、同欄第13号を次のように改め、同号を同欄第14号とする。

13 訴訟の対応方針に関すること。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表知事決裁事項の欄第12号中「重要な」を「特に重要な」に改め、同号を同欄第13号とし、同欄第11号中「重要な」を「特に重要な」に改め、同号を同欄第12号とし、同欄第10号中「重要な」を「特に重要な」に改め、同号を同欄第11号とし、同欄第9号の次に次の1号を加える。

10 非常勤の顧問、専門委員等の任免、委嘱及び解嘱に関すること（課（センター）長専決事項に該当するものを除く。）。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表部（公室）長専決事項の欄第6号を削り、同欄第5号中「及び確定」を削り、同号を同欄第6号とし、同欄第4号を同欄第5号とし、同欄第3号中「行政処分」の次に「並びにその取消し及び撤回」を加え、同号を同欄第4号とし、同欄第2号を同欄第3号とし、同欄第1号を同欄第2号とし、同欄に第1号として次の1号を加える。

1 部（公室）の分掌事務に係る企画、調整及び運営に関すること。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表部（公室）長専決事項の欄に次の3号を加える。

7 訴訟、審査請求、異議申立て、再審査請求その他争訟に関すること（訴訟の対応方針に係るものを除く。）。

8 歳計現金余裕金の融資金額の決定に関すること。

9 その他重要な事項の決定に関すること。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表政策審議監及び部内局長専決事項の欄中「政策審議監及び」を削り、第6号を削り、第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次の1号を加える。

1 事業の計画及び実施方針の決定に関すること。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表政策審議監及び部内局長専決事項の欄第7号中「附属機関の委員のうち」を「法令に基づく」に改め、同欄第15号を削り、同欄第14号を同欄第15号とし、同欄第13号を同欄第14号とし、同欄第12号中「及び行政代執行」を「並びにその取消し及び撤回」に改め、同号を同欄第13号とし、同欄第11号を同欄第12号とし、同欄第10号を同欄第11号とし、同欄第9号中「うち軽易なもの」を削り、同号を同欄第10号とし、同欄第8号中「附属機関」を「委員会、審議会、協議会等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

9 あらかじめ役職を指定して知事の承認を得た委員会、審議会、協議会等の委員等の任免、委嘱及び解嘱に関すること。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表政策審議監及び部内局長専決事項の欄第16号中「及び確定」を削り、同欄第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号を削り、第21号を第19号とし、第22号を第20号とし、第23号を第21号とし、第24号を削り、第25号を第22号とし、第26号から第38号までを3号ずつ

繰り上げ、第39号を削り、同表課（センター）長専決事項の欄第44号中「かつ軽易」を削り、同号を同欄第47号とし、同欄中第43号を第46号とし、第32号から第42号までを3号ずつ繰り下げ、同欄第31号中「第26号」を「第29号」に、「第28号」を「第31号」に改め、同号を同欄第34号とし、同欄中第30号を第33号とし、第26号から第29号までを3号ずつ繰り下げ、同欄第25号中「軽易な」を削り、同号を同欄第28号とし、同欄中第24号を第27号とし、第16号から第23号までを3号ずつ繰り下げ、同欄第15号中「及び確定」を削り、同号を同欄第17号とし、同号の次の1号を加える。

18 補助金、助成金、交付金、奨励金等の確定に関すること。
 別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表課（センター）長専決事項の欄第14号中「公益法人及び」を削り、同号を同欄第16号とし、同欄第13号を同欄第15号とし、同欄第12号を同欄第14号とし、同欄第11号中「行政処分」の次に「並びにその取消し及び撤回」を加え、同号を同欄第13号とし、同欄第10号を同欄第12号とし、同欄第9号を同欄第11号とし、同欄第8号を同欄第10号とし、同欄第7号を同欄第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

9 非常勤の嘱託員、調査員、講師その他これらに準ずる者の任免、委嘱及び解嘱（本人からの申出に基づかない任期途中における解嘱を除く。）に関すること。
 別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表課（センター）長専決事項の欄中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次の1号を加える。

1 事業の実施に関すること。
 別表第2の2支出負担行為に係る共通専決事項の表中「政策審議監及び」を削る。
 別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

部（公室）	局	課	分掌事務	知事決裁事項	部（公室）長専決事項	部内局長専決事項	課（センター）長専決事項	備考欄に定める役付職員専決事項	備考	
知事公室			1 知事の特命に関すること。							
			2 庁議に関すること。							
		秘書課	1 皇室に関すること。	1 行幸啓等に関すること。 2 献上品に関すること。 3 御下賜品等に関すること。						
			2 表彰及び儀式に関すること。	1 県民榮譽賞等に関すること。		1 表彰に関すること（県民榮譽賞等に係るものを除く。）。				

				2 儀式 に 関 す る こ と。			
	3 知事及 び副知事 の秘書に 関すること。	1 行事 日程に 関すること。					
	4 栄典に 関すること。	1 叙位 叙勲に 関すること。 2 褒章 条例（ 明治14 年太政 官布告 第63号 ）によ る褒章 に 関 す る こ と 。					
	5 政治倫 理の確立 のための 熊本県知 事の資産 等の公開 に 関 す る 条 例（平 成7年熊 本県条 例第66 号）の 施行に 関すること。			1 同条 例第5 条の規 定によ る資産 等報告 書等の 保存及 び閲覧 に 関 す る こ と。			
	6 知事公 室長室に 関すること。						
広 報 課	1 広報に 関すること。	1 広報 の企画 を決定 すること。 2 広報 功労者 を表彰 すること。		1 広報 研修計 画を決 定する こと。 2 市町 村広報 活動の 支援及 び実態 調査に	1 広報 誌の原 稿作成 に 関 す る こ と 。 2 庁内 広報及 び写真 広報に 関する		

護のため
の措置に
関する法
律（平成
16年法律
第 112 号）
の施行に
関すること。

により
指定地
方公共
機関を
指定す
ること。
2 同法
第 11 条
第 4 項
の規定
により
指定行
政機関
の長又
は指定
地方行
政機関
の長に
対し国
民の保
護のた
めの措
置の実
施に関
し必要
な要請
をす
ること。
3 同法
第 12 条
第 1 項
の規定
により
国民の
保護の
ための
措置の
実施に
関し他
の都道
府県知
事に
応援を
求め
ること。
4 同法
第 14 条
第 1 項
の規定
により
市町村
長の
実施す

8 項の
規定に
より市
町村の
国民の
保護の
ための
計画の
作成又
は変更
の協議
を受け
ること。
2 同法
第 42 条
第 1 項
の規定
により
国民の
保護の
ための
措置に
ついて
訓練を
実施す
ること。
3 同法
第 127
条 第 1
項の規
定によ
り市町
村長及
び指定
地方公
共機関
から被
災情報
の報告
を受け
ること。
4 同法
第 127
条 第 2
項の規
定によ
り総務
大臣に
被災情
報を報
告す
こと。

き国民
の保護
のため
の措置
を代行
すること。

5 同法
第15条
第1項
の規定
により
自衛隊
の部隊
等の派
遣を要
請する
こと。

6 同法
第21条
第3項
の規定
により
指定公
共機関
又は指
定地方
公共機
関に対
し国民
の保護
のため
の措置
の実施
に関し
必要な
要請を
すること。

7 同法
第26条
第1項
の規定
により
県対策
本部の
設置の
指定の
要請を
すること。

8 同法
第27条

第 1 項
の 規 定
に よ り
県 対 策
本 部 を
設 置 す
る こ と。

9 同 法
第 34 条
第 1 項
の 規 定
に よ り
国 民 の
保 護 に
関 す る
計 画 を
作 成 す
る こ と。

10 同 法
第 38 条
第 4 項
の 規 定
に よ り
県 国 民
保 護 協
議 会 の
委 員 の
任 命 に
関 す る
こ と。

11 同 法
第 38 条
第 7 項
の 規 定
に よ り
県 国 民
保 護 協
議 会 の
専 門 委
員 の 任
命 に 関
す る こ
と。

12 同 法
第 54 条
第 1 項
の 規 定
に よ り
避 難 の
指 示 を
行 う こ
と。

13 同 法

第 55 条
第 1 項
及び第
2 項の
規定に
より避
難の指
示の解
除を行
うこと。

14 同法
第 97 条
第 4 項
の規定
により
対策本
部長に
対し必
要な措
置を講
ずるよ
う要請
すること。

15 同法
第 99 条
第 1 項
により
緊急通
報を発
令する
こと。

16 同法
第 112
条 第 5
項によ
り退避
の指示
を行う
こと。

17 同法
第 114
条 第 2
項によ
り警戒
区域を
設定し、
当該警
戒区域
への立
入りを
制限し、
若しく

		は禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずること。 18 同法第 148 条第 1 項の規定により避難施設を指定すること。				
3 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の施行に関すること。	1 同法第 2 条第 1 項第 6 号の規定による指定地方公共機関を指定すること。 2 同法第 15 条第 5 項第 5 号、第 6 号及び第 7 号の規定による県防災会議委員を指名又は任命すること。 3 同法第 15 条第 7 項の規定による県防災会議の専門委員を任	1 同法第 13 条第 1 項の規定により中央防災会議に資料の提出又は意見の開陳をすること。 2 同法第 33 条の規定により内閣総理大臣に対し県職員の種類別現員数等の資料を提出すること。 3 熊本県防災会議条例（昭和 37 年熊本県条例第 54 号）	1 同法第 17 条第 2 項の規定による市町村防災会議の協議会の設置の届出を受理すること。 2 同法第 50 条第 2 項及び地域防災計画の定めるところによる災害応急対策を実施すること。 3 同法第 51 条及び第 55 条並びに地域防災計画の定め			

										<p>免すること。</p> <p>4 同法第17条の規定による県防災会議の協議会を設置すること。</p> <p>5 同法第23条第1項の規定による県災害対策本部を設置すること。</p> <p>6 同法第73条第1項の規定による市町村長の実施すべき応急措置を代行すること。</p> <p>7 同法第74条第1項の規定による応急措置を実施するため、他の都道府県知事に応援を求めること。</p> <p>8 同法第74条第1項、第77条</p>									<p>第3条の規定による防災会議幹事を任免すること。</p> <p>4 同法第53条第1項及び地域防災計画の定めるところによる市町村長の被害状況等の報告を受けること。</p> <p>5 同法第16条第4項の規定による市町村防災会議を設置しないことについて報告を受け、同条第5項の規定により必要に応じて助言又は勧告をすること。</p> <p>6 同法第53条第2項の規定により内閣総</p>						<p>ろによる気象警報を伝達し、又は災害情報を伝達すること。</p> <p>4 同法第34条第2項の規定による中央防災会議の防災基本計画の作成又は修正の通知を受けること。</p> <p>5 同法第36条第2項又は第39条第2項の規定による指定行政機関の長又は指定公共機関の防災業務計画の作成又は修正の通知を受けること。</p>							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

第 2 項及び第 80 条第 2 項の規定により他の都道府県、指定行政機関の長及び指定公共機関等から応援の要請又は応急措置の実施の要請を受け

理大臣に被害等状況を報告すること。
7 同法第 23 条第 6 項の規定により県警察又は県教育委員会に対し指示をすること。
8 同法第 29 条第 1 項又は第 30 条の規定により指定行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し指定行政機関等職員の派遣の旋めを求め
9 同法第 40 条の規定による県地域防災計画の策定又は修正に際し、

原案を作成すること。

10 同法第 42 条第 3 項の規定による市町村防災会議の行う市町村地域防災計画の作成又は修正の報告を受け、同条第 5 項の規定により必要に応じて助言又は勧告をすること。

11 同法第 48 条及び県地域防災計画の定めるところによる防災訓練を実施すること。

12 県地域防災計画の定めるところによる陳情書等を作成すること。

13 同法第 57 条

及び第 79 条の規定による関係機関の通信の設備を優先的に利用すること。

14 同法第 70 条第 3 項の規定により指定行政機関の長に対し応急措置の実施を要請し、又は求めること。

15 同法第 71 条第 1 項の規定による従事命令等を発し、又は施設等を管理し、使用し若しくは収容し、又は職員に立入を検査させ、若しくは物資等を保管させたり者から報告をさせること。

				16 同法第 72 条第 1 項の規定により市町村長に対し、応急措置の実施について指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示すること。		
4 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）の施行に関すること。	1 同法第 28 条第 5 項第 4 号及び第 9 号の規定による防災本部の本部員を任命又は任命すること。 2 同法第 28 条第 7 項の規定による防災本部の専門員を任命すること。			1 同法第 5 条第 4 項の規定により第一種事業所の新設に関する計画について主務大臣に対し意見を述べること。 2 同法第 2 条第 5 号の規定による第二種事業所を指定すること。 3 熊本県石油コンビナート等防災		

					本部条例（昭和51年熊本県条例第67号）第3条第2項の規定による幹事を任免すること。			
		5 自衛隊に関すること（隊員募集を除く。）。	1 災害派遣を要請すること。		1 協力要請（災害派遣を除く。）に関すること。	1 演習通報の処理に関すること。		
		6 無線の行政への応用の推進に関すること。						
		7 防災行政無線及び水防無線施設の管理に関すること。						
		8 防災行政無線及び水防無線の運営に関すること。						
		9 防災会議に関すること。						
総務部	人事課	1 職員の任免、分限、表彰、懲戒その他人事に関すること。	1 職員（技能労務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単	1 職員（部内局長、地域振興局長及びこれらに相当するものに限る。）の勤務成績の実施すること。	1 職員（知事専決事項の欄第1号に規定する技能労務職員を除く。）の分限（地方	1 職員（知事決裁事項の欄第1号に規定する技能労務職員を除く。）の任免のうち兼		

						<p>純な労務に雇用される職員をいう。)を除く。)の任免(兼務に関する事及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号による場合を除く。)、分限(地方公務員法第28条第1項の規定による免職に限る。)、表彰及び懲戒に関する事。</p>	<p>2 職員(本庁部長及びこれに相当するものに限る。)の勤務成績の評定を実施すること。</p>					<p>公務員法第28条第1項の規定による降任に限る。)</p>	<p>2 知事決裁事項の欄第1号に規定する技能労務職員の任免、分限(地方公務員法第28条第2項の規定による休職を除く。)、表彰及び懲戒に関する事。</p>	<p>3 職員(本庁課長及びこれに相当するものに限る。)の勤務成績の評定を実施すること。</p>	<p>4 職員の訓告処分、嚴重注意処分に関する事。</p>	<p>務及び併任に関する事。</p>	<p>2 地方公務員法第22条第2項の規定による臨時的任用に係る人数、任用期間、業務内容及び賃金単価について承認すること。</p>	<p>3 病気休暇(結核性疾患以外の私傷病により療養を必要と認める場合における病気休暇を除く。)</p>	<p>を承認すること。</p>	<p>4 職員(知事決裁事項の欄第1号に規定する技能労務職員を除く。)の任免(地方公務員</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------------------------	---	--	-------------------------------	--------------------	---	--	-----------------	--

育児休業等に関する法律第6条第1項第1号による場合に限る。)に関するすること。

5 職員の分限(地方公務員法第28条第2項の規定による休職に限る。)に関すること。

6 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第2号)第13条の表3の項及び4の項に規定する場合における特別休暇を承認すること。

7 熊本県職員服務規程(昭

和 31 年
熊 本 県
訓 令 第
1984 号
の 2) 第
22 条 に
規 定 す
る 身 上
異 動 の
届 出 を
受 理 す
る こ と
。

8 育 休
等 代 替
臨 時 職
員 の 任
免 に 関
す る こ
と 。

9 地 方
公 務 員
の 育 児
休 業 等
に 関 す
る 法 律
(平 成 3
年 法 律
第 110
号) 第 2
条 の 規
定 に よ
る 育 児
休 業 の
承 認 及
び 第 3
条 の 規
定 に よ
る 育 児
休 業 の
期 間 の
延 長 の
承 認、
第 5 条
の 規 定
に よる
育 児 休
業 の 承
認 の 取
消 し、
第 10 条
の 規 定
に よる

育 児 短 勤 時 間 務 承 認、 第 11 条 の 規 定 に よ る 育 児 短 勤 時 間 務 承 認 の 延 長 の 承 認 及 び 第 12 条 の 規 定 に よ る 育 児 短 勤 時 間 務 承 認 の 取 消 し を す る こ と

10 臨 時 事 務 補 助 員、 臨 時 技 術 補 助 員、 臨 時 技 能 補 助 員 及 び 臨 時 労 務 補 助 員 の 分 限 及 び 懲 戒 に 関 す る こ と。

11 地 方 公 務 員 法 第 26 条 の 3 第 1 項 に 規 定 す る 高 齢 者 部 分 休 業 の 承 認、 熊 本 県 職 員 等 の 高 齢 者

分休業
に関する
条例
(平成
19年熊
本県条
例第69
号)第5
条に規
定する
承認の
取消し
及び休
業時間
の短縮
並びに
第6条
に規定
する休
業時間
の延長
の承認
をす
ること。

12 非常
勤の嘱
託員、
調査員
、講師
その他
これら
に準ず
る者の
本人か
らの申
出に基
づかな
い任期
途中に
おける
解嘱(懲
戒に相
当する
もの
に限る
。)に
関す
ること。

13 地方
公務員
法第26
条の5
第1項

に規定する自己啓発等休業の承認、同条第 5 項に規定する承認の取消し及び熊本県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 19 年熊本県条例第 67 号）第 7 条第 3 項に規定する期間の延長の承認をすること。

14 地方公務員法第 28 条の 4 に規定する職員に係る勤務形態、勤務地など勤務内容に関すること。

15 熊本県職員の職務に専念義務の特例に関

						する条 例（昭 和 26 年 熊本県 条例第 71 号） 第 2 条 の規定 による 免除を するこ と（総 務部長 が別に 指定す るもの を除く 。）。 16 地方 公務員 法第 38 条の規 定によ る営利 企業等 の従事 制限の 許可を すること。 17 職員 （所属 職員に 限る。） の勤務 成績の 評定を 実施す ること 。		
		2 職員の 給与、旅 費、勤務 時間その 他の勤務 条件に関 すること 。	1 昇格 及び昇 給の発 令に関 すること 。			1 調整 額の発 令に関 すること。 2 退職 手当を 支給す ること 。 3 電子 計算組 織に係		

					<p>与る給の支出の命令に 関すること。</p> <p>4 管理職員特別勤務手当の決定に 関すること。</p>		
3 行政組織及び職員 の定数に 関すること。	<p>1 行政機関の 設置及び改廃 に 関すること。</p> <p>2 職の 設置及び改廃 並びに職の格 付の基準に 関すること。</p>				<p>1 管理職員等 の範囲を定め る規則（昭和 41年熊本県人 事委員会規則 第10号）第3 条の規定に基 づき、組織の 改廃等を人事 委員会に通知 すること。</p>		
4 副知事の 任免に 関すること。	1 副知事 の 任免に 関すること。						
5 各種委員 会委員 の 任免に 関すること。	1 各種 委員 会委員 の 任免に 関すること。						
6 職員の 海外派遣 研修に 関すること。					1 海外 派遣 研修者 の 決定に 関すること。		
7 行政事				1 内部			

				務の指導及び監察に関すること。 監査事項の決定に関すること。 2 内部監査に基づく事務の改善指導に関すること。			
8	行政手続法及び熊本県行政手続条例の施行に係る事務の指導及び助言に関すること。						
9	事務能率に関すること。						
10	所管不明の事務の配分に関すること。				1 いずれの部（公室）課（センター）に属するかについて疑義のある事務の所管部（公室）課（センター）の決定に関すること。		
11	外部監査契約に基づく監査に関すること。						
12	特別職報酬等審	1 特別職報酬		1 公務災害の	1 軽易な公務		

		議会、地方公務員災害補償基金、地方公務員災害補償基金支部審査会、公務災害補償認定委員会、公務災害補償審査会、賞じゅつ金等審査委員会及び交通事故損害賠償審査会に関すること。	等審議会に対する諮問に関すること。		認定をすること。	災害の認定をすること。 2 公務補償を実施すること。		
	13	人材研修室に関すること。						
		(1) 人材育成に係る調査、企画の立案及び調整に関すること。						
		(2) 職員の研修に関すること。	1 職員研修の基本方針を策定すること。		1 職員研修の実施計画を策定すること。	1 職員研修を実施すること。		
	14	総務部長室に関すること。						
財政課	1	県議会に関すること。						
	2	財政の健全化に係る企画						

及び調整 に関する こと。						
3 予算に 関すること。	<p>1 熊本 県予算 規則（ 昭和38 年熊本 県規則 第73号 ）第6条 に規定 する予 算編成 方針の 策定に 関する こと。</p> <p>2 同規 則第13 条に規 定する 予算の 決定を するこ と。</p> <p>3 予算 関係議 案及び 予算関 係報告 書の提 出に関 するこ と。</p> <p>4 地 方 自治法 第 179 条に基 づく予 算の専 決処分 に關す ること 。</p> <p>5 同規 則第21 条に規 定する 特別会 計の弾 力条項 の適用</p>		<p>1 同法 第 219 条第 2 項に基 づく予 算の報 告及び 公表に 関する こと。</p> <p>2 同規 則第26 条に規 定する 予備費 の充用 （課（セ ンター ）長専 決事項 に該当 するも のを除 く。）に 関する こと。</p> <p>3 同規 則第20 条に規 定する 指定事 業の決 定に関 すること 。</p> <p>4 同規 則第27 条に規 定する 予算執 行状況 の報告 又は調 査に関 すること 。</p>	<p>1 同法 第 219 条に基 づく予 算の報 告に関 するこ と。</p> <p>2 同規 則第16 条及び 第17条 に規定 する歳 出予算 の配当 に關す ること 。</p> <p>3 同規 則第26 条に規 定する 100 万 円未満 の予備 費の充 用（軽 易なも のに限 る。）に 関する こと。</p> <p>4 同規 則第25 条に規 定する 歳入歳 出予算 科目の 新設に 關する こと。</p> <p>5 会計 コード 及び予 算科目 コード の管理 に關す</p>		

				<p>ること</p> <p>。</p>		
		<p>に關すること</p> <p>。</p> <p>6 同規則第29条に規定する繰越明許費及び事故繰越の繰越承認をすること</p> <p>。</p>				
	<p>4 地方譲与税、地方交付税(県分)及び県債に關すること。</p>			<p>1 起債の發行に關すること</p> <p>。</p> <p>2 普通地方交付税の額の算定に用いる資料の提出に關すること。</p> <p>3 特別地方交付税の額の算定に用いる資料を提出すること。</p>	<p>1 公募債の消化狀況報告に關すること。</p> <p>2 起債統計報告に關すること。</p>	
	<p>5 財政調整基金、災害基金、職員等退職手当基金、県有施設整備基金及び県債管理基金(以下この項において「基金」という。</p>			<p>1 基金の処分の決定に關すること</p> <p>。</p> <p>2 基金に属する現金の繰替運用の決定に關すること。</p>		

		<p>) の 管 理 に 関 す る こ と 。</p>					
		<p>6 全 国 自 治 宝 く じ 事 務 協 議 会 及 び 西 日 本 宝 く じ 事 務 協 議 会 に 関 す る こ と 。</p>	<p>1 協 議 会 規 約 の 制 定 、 改 廃 に 関 す る こ と 。</p>		<p>1 当 せ ん 金 付 証 票 の 発 売 計 画 及 び 発 売 許 可 の 申 請 に 関 す る こ と 。</p>	<p>1 協 議 会 と の 連 絡 調 整 に 関 す る こ と 。</p>	
		<p>7 財 政 事 情 の 公 表 等 に 関 す る こ と 。</p>			<p>1 財 政 事 情 の 作 成 及 び 公 表 に 関 す る こ と 。 2 地 方 自 治 法 第 233 条 第 5 項 に 規 定 す る 主 要 な 施 策 を 説 明 す る 書 類 の 作 成 に 関 す る こ と 。</p>		
		<p>8 出 資 団 体 等 の 指 導 に 係 る 調 整 に 関 す る こ と 。</p>					
<p>文 書 私 学 局</p>	<p>県 政 情 報 文 書 課</p>	<p>1 文 書 に 関 す る こ と 。</p>			<p>1 熊 本 県 行 政 文 書 等 の 管 理 に 関 す る 条 例 (平 成 23 年 熊 本 県 条 例 第 11 号) 第 31 条 の</p>	<p>1 熊 本 県 行 政 文 書 等 の 管 理 に 関 す る 条 例 第 14 条 の 規 定 に よ る 特 定 歴 史 公 文 書 の 保</p>	

					規定による特定歴史公文書の廃棄を行うこと。	<p>存等を行うこと。</p> <p>2 熊本県行政文書等の管理に関する条例第 15 条から第 18 条までの規定による特定歴史公文書の利用請求に対する決定等を行うこと。</p> <p>3 熊本県行政文書等の管理に関する条例第 32 条の規定による特定歴史公文書の保存及び利用の状況の公表を行うこと。</p>	
				2	行政文書等管理委員会に関すること。		
				3	県印、知事印、副知事印及び部（公室）長印の保管その他公印		

	に関する こと。						
4	法制に 関する指 導、審査 及び調整 に関する こと。	1 法令 審議会 の審議 員を任 免する こと。					
5	法規、政 策法務及 び訟務に 関するこ と。						
6	公告式 及び県公 報に關す ること。						
7	公益法 人制度に 係る事務 の総括に 關するこ と。						
8	公益認 定等審議 会に關す ること。						
9	他課(セ ンター) の所管に 属さない 公益法人 及び公益 信託に關 すること 。						
10	情報公 開に關す ること。						
11	個人情 報の保護 に關する こ と 。						
12	情報公 開審査会 並びに個 人情報保 護制度審 議会及び 個人情報 保護審査 会に關す						

		ること。					
	13 公立大学法人熊本県立大学に関するること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 定款の変更の認可申請に関すること。 2 中期目標の指示に関すること。 3 中期目標期間終了時の検討及び措置に関すること。 4 理事長及び監事の任免に関すること。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 会計監査人の選任に関すること。 			
	14 文書私学局長に関すること。						
私学振興課	1 私立学校及び宗教法人に関すること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 私立学校法(昭和24年法律第270号)第31条の規定により学校法人の寄附行為を認可すること(私立の高等学校及び中等教育学校の設置に係るもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育法第4条の規定により私立の高等学校及び中等教育学校の廃止及び設置者変更を認可すること。 2 同法第136条の規定により私立専修学校設置又は私立各種学校設置の勧告及び教育の停 	<ol style="list-style-type: none"> 1 私立学校法第31条の規定により学校法人の寄附行為を認可すること(私立の高等学校及び中等教育学校の設置に係るものを除く。) 2 同法第45条 	<ol style="list-style-type: none"> 1 宗教法人の規則変更を認証すること。 2 日本私立学校振興・共済事業団に対する学校法人の融資申込みに対して副申を付すること。 		

人が行
う収益
事業の
種類を
定め、
これを
公告す
ること

6 同法
第 61 条
の規定
により
学校法
人が行
う収益
事業の
停止を
命ずる
こと。

7 同法
第 50 条
の規定
により
学校法
人の解
散の認
可又は
認定を
すること。

8 同法
第 52 条
の規定
により
学校法
人の合
併を認
可する
こと。

9 私立
学校振
興助成
法（昭
和 50 年
法律第
61 号）
第 10 条
の規定
に基づ
く学校
法人の
助成に

					<p>関すること。</p> <p>10 宗教法人の規則を認証すること。</p> <p>11 宗教法人の合併及び解散を認証すること。</p>			
		2 私立学校審議会に関すること。						
総務税務局	総務事務センター	1 総務事務の集中処理に関すること。			1 総務事務の集中処理の実施方針に関すること。			
		2 職員(熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局、熊本県労働委員会事務局、熊本県有明海区漁業調整委員会及び天草不知火海区漁業調整委員会並びに熊本県教育委員会事務局及び学校の教育機				<p>1 扶養親族に係る届出の処理をすること。</p> <p>2 通勤手当、住居手当、単身赴任手当及び特勤手当に準じる手当の決定に関すること。</p> <p>3 年末調整に係る申告書の審査</p>		

	関の職員を含む。)の給与の集中処理に関すること。				に 関 す る こ と 。		
3	熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会、熊本県監査委員、熊本県労働委員会、熊本県有明海地区漁業調整委員会、天草不知火海区漁業調整委員会、熊本県内水面漁場管理委員会、熊本県収用委員会及び熊本県教育委員会の委員報酬の年末調整に係る申告書等の審査の集中処理に関すること。				1 年 末 調 整 に 係 る 申 告 書 等 の 審 査 に 関 す る こ と 。		
4	旅費の計算に関すること。						
5	旅費事務に係る電子計算組織を利用して行う旅行申請に係る旅費額の確認事務等旅費（				1 旅 費 事 務 に 係 る 電 子 計 算 組 織 で 作 成 さ れ た 電 磁 的 記 録 に よ り 処 理		

<p>熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局、熊本県労働委員会事務局、熊本県有明海区漁業調整委員会、天草不知火海区漁業調整委員会、熊本県内水面漁場管理委員会及び熊本県収用委員会並びに熊本県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に係るものを含む。)事務の集中処理に関すること。</p>				<p>される命に 支出に 令に 関 す る こ と。 2 熊本 県 職 員 等 の 旅 費 に 関 す る 条 例 (昭 和 27 年 熊 本 県 条 例 第 31 号) 第 31 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 旅 費 の 調 整 (同 項 の 規 定 の よ る も の を 含 む 。) に 関 す る こ と。</p>		
<p>6 職員(熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局、熊本県労働委員会事務局、熊本県有明海区漁業調整委員会、</p>						

<p>天草不知 火海区漁 業調整委 員会及び 熊本県内 水面漁場 管理委員 会並びに 熊本県教 育委員会 の事務局 及び学校 以外の教 育機関の 職員を含 む。)の自 家用車に よる公務 出張に関 する取扱 要領(任命 権者が知 事に協議 して定め るもの)に 基づく自 家用車の 登録に係 る事務の 集中処理 に関する こと。</p>						
<p>7 地方公務員法第 22 条第 2 項の規定により任用された臨時職員(職員の産前休暇及び産後休暇に伴う代替臨時職員(以下「産前産後代替臨時職員」という。)を除く。)又は地方公務</p>				<p>1 賃金及び報酬の支払に関すること。 2 賃金及び報酬に係る年末調整並びに源泉徴収票の発行に関すること。 3 賃金及び報酬に係</p>		

<p>員法第 3 条第 3 項第 3 号の規定により任用された非常勤職員（いずれも熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局及び熊本県労働委員会事務局並びに熊本県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に任用された者を含み、熊本県内所在公署以外の公署に勤務する者を除く。）の賃金又は報酬並びに社会保険及び労働保険の集中処理に関すること。</p>				<p>る住民税の特別徴収に関すること。 4 社会保険資格の得喪等の手続及び保険料の支払に関すること。 5 雇用保険資格の得喪等の手続、保険料の支払及び離職票の発行に関すること。</p>		
<p>8 地方公務員法第 22 条第 2 項の規定により任用された臨時職員（産前産後代替臨時職員に</p>				<p>1 社会保険資格の得喪等の手続及び保険料の支払に関すること。</p>		

<p>限る。)及び地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項第 2 号の規定により任用された臨時職員(いづれも熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局及び熊本県労働委員会事務局並びに熊本県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に任用された者を含み、熊本県内所在公署以外の公署に勤務する者を除く。)の社会保険及び労働保険の集中処理に関すること。</p>				<p>2 雇用保険資格の得喪等の手続、保険料の支払及び離職票の発行に関すること。</p>		
<p>9 地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項の規定により任用された再任用職員(</p>				<p>1 社会保険資格の得喪等の手続及び保険料の支払に関</p>		

<p>熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局及び熊本県労働委員会並びに熊本県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に任用された者を含み、熊本県内所在公署以外に勤務する者を除く。)の社会保険及び雇用保険の集中処理に関すること。</p>				<p>すること。 2 雇用保険資格の得喪等の手続、保険料の支払及び離職票の発行に関すること。</p>		
<p>10 職員の児童手当に関すること。</p>				<p>1 児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条第1項、第8条、第14条及び第17条の規定に基づく児童手当の認定及び支給並びに不正利得の</p>		

					徴収を すること。 2 同法 第 26 条 第 2 項 の規定 に基づ く届出 等を処 理する こと。 3 同法 第 29 条 の規定 に基づ く報告 をする こと。		
11 職員の 子ども手 当に關す ること。					1 子ど も手当 の認定 及び支 給並び に不正 利得の 徴収を すること。 2 子ど も手当 に係る 届出等 の処理 をする こと。 3 子ど も手当 の支給 状況に 係る報 告をす ること 。		
12 職員厚 生室に關 すること 。							
(1) 職 員の健 康支援 に關す ること				1 職員 の健康 管理事 業の実 施方針	1 職員 の健康 管理事 業の実 施に關		

				に 関 す る 事 項	を 行 う 事 項		
	(2) 職員の福利厚生に関する事項	1 厚生施設を設置すること		1 職員の厚生及び保健体育事業を企画すること	1 職員の厚生及び保健体育事業を実施すること 2 厚生施設を管理運営すること		
	(3) 職員の共済事業及び恩給に関する事項			1 恩給を裁定し、支給すること			
	13 総務税務局長に関する事項						
管財課	1 公有財産の総括に関する事項	1 公有財産再評価に関する基準を決定すること 2 用地等価格評価に関する基準を決定すること 3 県庁附属宿舍の建設を決定すること 4 公有財産事務運営	1 財産台帳整備に関する方針を決定すること 2 公有財産評価に関する運用方針を決定すること 3 公有財産の実態調査に関する方針を決定すること		1 公有財産再評価調査及び修正の決定をすること 2 公有財産表を作成すること 3 公有財産の状況に関する資料又は報告を求め		

		の基本的事項を決定すること。					
	2 ファシリテイマネジメントの推進に関すること。						
	3 普通財産の管理及び処分に関すること。	1 議会議決を要する不動産の処分をすること。	1 評価額7,000万円以上の不動産を処分すること（議会議決を要する不動産の処分に係るものを除く。）。	1 評価額1,000万円以上7,000万円未満の不動産を処分すること。 2 普通財産の貸付けをすること。	1 評価額1,000万円未満の不動産を処分すること。 2 普通財産の一時貸付及び普通財産の貸付けのうち電柱類敷地としての貸付け等な貸付けをすること。 3 普通財産の境界を確認すること。		
	4 県庁舎及び県庁附属宿舍の維持管理に関すること。			1 行政財産の目的外使用を許可すること。 2 事務室の使用の決定をすること	1 行政財産の目的外使用のうち電柱類敷地としての使用等な貸付けを許可す		

				<p>。 代用 3 宿舎借 上契約 をする こと。</p>	<p>ること 。 2 宿舎 の入退 居の許 可をす ること 。 3 会議 室の使 用の許 可をす ること 。 4 職員 駐車場 の使用 の許可 をす ること。 5 火気 物品等 の使用 の許可 をす ること。</p>		
5	<p>県庁舎 及び県庁 附属宿舎 の電気及 び機械の 設備の管 理に關す ること。</p>				<p>1 電話 の新設 及び移 転をす ること 。</p>		
6	<p>県庁舎 の保全及 び秩序の 維持に關 すること 。</p>		<p>1 熊本県 庁舎等管 理規則（ 昭和 42 年 熊本県規 則第 4 号） 第 10 条の 規定に基 づく違反 等に対す る措置に 關すること 。</p>	<p>1 同規 則第 9 条の規 定に基 づく許 可に關 すること 。</p>	<p>1 同規 則第 9 条の規 定に基 づく許 可のう ち軽易 なもの に關す ること 。</p>		
7	<p>庁用自 動車の集 中管理に 關すること 。</p>				<p>1 庁用 自動車の 配車に關 すること 。</p>		

	8 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金 の 交 付 に 関 す る 事 項。			1 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金 の 交 付 に 関 す る 事 項。			
	9 公 有 建 物 の 災 害 共 済 の 委 託 に 関 す る 事 項。			1 公 有 建 物 の 火 災 共 済 委 託 契 約 に 関 す る 事 項。	1 公 有 建 物 の 火 災 共 済 追 加 委 託 及 び 一 部 解 除 に 関 す る 事 項。		
	10 財 産 審 議 会 に 関 す る 事 項。						
税 務 課	1 県 税 に 関 す る 事 項。	1 熊 本 県 税 条 例 (昭 和 29 年 条 例 第 28 号) 第 25 条 の 規 定 に 基 づ く 県 税 の 課 税 免 除 を す る 事 項 (政 策 審 議 監 及 び 部 内 局 長 専 決 事 項 に 該 当 す る も の 並 び に 熊 本 県 税 特 別 措 置 条 例 (昭 和 39 年 熊 本 県 条 例 第 5 号) の 規 定 に よ る 課		1 熊 本 県 税 条 例 第 25 条 の 規 定 に 基 づ く 県 税 の 課 税 免 除 (収 益 事 業 を 行 わ な い 特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 (平 成 10 年 法 律 第 7 号) 第 2 条 第 2 項 に 特 定 す る 特 定 非 営 利 活 動 に 係 る 法 人 の 県 民 税 均 等 割 に 関 す る も の に 限 る 。)	1 地 方 税 法 第 19 条 の 規 定 に 基 づ く 県 税 及 び 県 税 に 係 る 徴 収 金 に 関 す る 処 分 に つ い て の 不 服 申 立 て の うち 、 事 実 の 認 定 又 は 法 令 の 適 用 に 係 る 不 服 申 立 て で あ っ て 、 当 該 処 分 が 明 ら か に 違 法 又 は 不 当 と 認 め ら れ る も の に		

税免除及び不均一課税を除く。)	をすること。 2 県税の減免処分を取り消すこと。 3 地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の規定に基づく県税及び県税に係る徴収金に関する処分（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第18条の規定により地方税法に基づく処分とみなされる地方法人特別税に関する処分を含む。以下同じ。）についての不服申立てのうち極	対する決定又は裁決をすること。
-----------------	--	-----------------

					めて重 大又は 異例な もの以 外のも のに対 する決 定又は 裁決を すること。 4 地方 税法第 742条 第1項 及び第 3項並 びに第 743条 第1項 の規定 に基づ き、県 が固定 資産税 を課す る場合 の償却 資産の 指定及 び価格 等の決 定をす ること 。 5 通告 処分を 行う場 合の合 議に対 承認に 関すこ と。			
2	地方法 人特別 税に関 すること (収入 調定及 び国へ の払込 みに関 すること に限る							

		。)。						
		3 税 理 士 に 関 す る こ と。				1 税 理 士 法 (昭 和 26 年 法 律 第 2 3 7 号) 第 2 3 条 の 規 定 に よ り 同 法 第 4 条 及 び 第 24 条 の 規 定 に よ る 欠 格 条 項 又 は 登 録 拒 否 事 由 に 該 当 す る 事 実 の 認 定 及 び 通 知 を す る 事 と。		
		4 ふ る さ と く ま も と 応 援 寄 附 金 に 関 す る こ と 。				1 100 万 円 未 満 の 寄 附 採 納 の 承 諾 に 関 す る こ と。		
		5 熊 本 県 税 事 務 所 及 び 自 動 車 税 事 務 所 に 関 す る こ と。						
市 町 村 局	市 町 村 行 政 課	1 市 町 村 そ の 他 地 方 公 共 団 体 の 行 政 一 般 に 関 す る こ と 。	1 市 町 村 の 廃 置 分 合 及 び 境 界 変 更 に つ い て 議 会 に 提 案 す る こ と。 2 市 町 村 の 廃 置 分 合	1 市 町 村 の 事 務 に つ い て、 審 査 請 求 等 に 対 す る 裁 決、 裁 定 又 は 審 決 す る こ と。	1 市 町 村 そ の 他 地 方 公 共 団 体 の 行 政 に 関 す る 指 導、助 言 及 び 勸 告 を す る こ と。 2 市 町	1 地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 22 年 政 令 第 16 号) 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 市 町 村 の 廃 置		

及び境界変更を決定すること。

3 町村を市とし、村を町とすることについて議会に提案すること。

4 町村を市とし、村を町とすることを決定すること。

5 市町村の境界に関し、争論があるとき地方自治法第 251 条の 2 の規定による調停に付すること。

6 市町村の境界が判明でない場合その境界を決定すること。

7 公有水面のみに係る市町村の境界変更

村の公平委員会事務の受託について議会に提案すること。

3 市町村の公平委員会事務の受託を決定すること。

4 一部事務組合の規約の変更等を許可すること。

5 市町村の一部事務組合の解散届を受理すること。

6 財産区の監査を実施すること。

分に係る事務の定め、又は承継すべき市町村を指定すること。

2 同令第 6 条の規定に基づき市町村の境界変更による事務の承継について定めること。

3 地方自治法第 252 条の 17 の 11 の規定による市町村等の条例の制定又は改廃の報告を受理すること。

4 同法第 296 条の 5 第 2 項の規定による財産区の財産及び公の施設の処分の協議に関すること

を決定すること。
8 市町村長の臨時代理者を選任すること。
9 市町村相互間又は市町村の機関相互間に紛争があるとき自治紛争処理委員の調停に付すること。
10 市町村に関する事件について、管理都道府県知事を定めるための協議を行うこと。
11 郡の区域の新設、廃止又は変更を決定すること。
12 一部事務組合の設立を許可すること。

。 5 同法同条第 5 項の規定による不均一課税又は賦課の許可に関すること。

<p>2 市町村 合併推進 に関する こと。</p>						
<p>3 市町村 の土地開 発公社に 関すること。</p>			<p>1 同法 第 14 条 第 2 項 の規定 により 土地開 発公社 の定款 の変更 を認可 すること。 2 公有 地の拡 大の推 進に関 する法 律（昭 和 47 年 法律第 66 号） 第 10 条 第 2 項 の規定 により 市町村 が設立 団体と なる土 地開発 公社の 設立を 認可す ること。 3 同法 第 22 条 の規定 により 土地開 発公社 の解散 を認可 すること。 4 同法 第 19 条 第 2 項 により</p>	<p>1 土地 開発公 社に関 する報 告を受 理する こと。</p>		

				<p>土地開発公社に対し報告を求め、又は指定した職員に土地開発公社の事務所の立入検査をさせること。</p> <p>5 同法同条第 5 項の規定により土地開発公社の設立団体、又はその長に対し、その業務について命令その他必要な措置を講ずべきことを求めること。</p> <p>6 土地開発公社の事業計画に関すること。</p>			
			4 行政書士に関すること。	1 行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 3 条の規	1 同法第 13 条第 1 項の規定に基づき、指定した		

定により行政書士試験を実施すること。
2 同法第 16 条の 2 の規定により行政書士会会則の制定又は変更を認可すること。

職員に行政書士の事務所立入検査をさせること。
2 同法第 14 条の規定に基づき、行政書士の業務を停止し、又は業務を禁止し、及びこれらについて聴聞を行うこと。
3 同法第 17 条の規定に基づき、行政書士の氏名その他その事項及び法の違反について行政書士会から報告を受けること。
4 同法第 18 条の 6 の規定に基づき、行政書士会

					に対し、報告を求め、又はその業務について勸告すること。		
5	自衛隊員の募集に関すること。				<p>1 自衛隊員の募集期間及び試験場所を告示すること。</p> <p>2 自衛隊員募集に関する啓発宣伝計画を策定すること。</p> <p>3 内閣総理大臣の求めに応じて自衛隊員募集に関する資料の提出及び必要な報告すること。</p>		
6	地方制度の調査研究に関すること。						
7	地域振興局に関すること。						
8	市町村局長に関すること。						

市町村財政課	<p>1 市町村その他地方公共団体の財政一般に関すること。</p>	<p>1 市町村の財政再生計画を総務大臣に進達すること。</p> <p>2 市町村の財政再生計画の協議を総務大臣に進達すること。</p>		<p>1 市町村その他地方公共団体の財政に関する指導、助言及び勸告をすること。</p> <p>2 市町村の財政再生計画の変更計画を総務大臣に進達すること。</p> <p>3 市町村の財政再生計画の変更協議を総務大臣に進達すること。</p> <p>4 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の概要の公表及びその要旨を総務大臣に報告すること。</p> <p>5 市町村の財政再生計画の</p>	<p>1 市町村から提出された地方交付税及び地方特例交付金の額算定に関する資料その他必要な資料を総務大臣に送付すること。</p> <p>2 地方交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いた資料の検査を実施すること。</p> <p>3 地方債の協議等に関すること。</p> <p>4 国有施設等所在市町村助成金の額を市町村へ通知すること。</p> <p>5 市町村の財務に関する資料を総</p>		
--------	-----------------------------------	--	--	--	---	--	--

実施状況を総務大臣に進達すること。

6 市町村の財政再生計画完了報告書を総務大臣に進達すること。

7 市町村の地方交付税の額及び地方特例交付金の額の算定の結果を総務大臣に報告すること。

8 総務大臣が決定し、又は変更した地方交付税の額及び地方特例交付金の額を市町村に通知すること。

9 地方交付税及び地方特例交付金の交付時期ご

務大臣に提出すること。

6 市町村の健全化比率及び公営企業の資金不足の概要の公表及び健全化比率等を総務大臣に報告すること。

7 市町村の財政健全化計画及び公営企業の健全化計画の実施状況の概要の公表その旨を総務大臣に報告すること。

8 市町村の財政健全化計画及び公営企業の健全化計画の完了報告書

地方交付税又は地方特例交付金の超過交付分について、返還させるべき額を総務大臣に報告し、及びその返還の方法について市町村の意見を聞くこと。

13 地方交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いた資料の検査結果を総務大臣に報告すること。

14 地方債の同意等予定額通知に伴う同意予定額及び許可予定額を決定すること。

15 地方債の起債予定

額を総務大臣に提出すること。

16 地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、地方公営企業法第 40 条の 3 第 2 項に定める地方公営企業の経営に関する事項を総務大臣に報告すること。

17 同令第 28 条第 2 項の規定に定める事項を総務大臣に報告をすること。

18 固定資産の価格等の修正に係る勸告を行うこと。

19 固定

				<p>資産の 評価及 び価格 等の配 分を行 うこと 。</p> <p>20 固定 資産の 価格等 の概要 の概要 の調書 を取り まとめ 、作成 し、送 付する こと。</p> <p>21 市町 村の固 定資産 平均価 額を算 定する こと。</p>		
2 市町村 振興資金 に関する こと。	1 熊本 県市町 村振興 資金貸 付要項 第 2 条 の規定 により 資金の 貸付枠 を定め ること 。		<p>1 同要 項第 6 条の規 定によ り貸付 けの内 定をす ること 。</p> <p>2 同要 項第 7 条の規 定によ り事業 の変更 、中止 又は廃 止を承 認する こと。</p> <p>3 同要 項第 8 条の規 定によ り貸付 けの内 定を取 り消す</p>	<p>1 同要 項第 10 条第 1 項の規 定によ り貸付 けの決 定をす ること 。</p> <p>2 同要 項第 10 条第 2 項の規 定によ り資金 の借用 の証書 及び請 求書を受 理する こと。</p> <p>3 同要 項第 11 条の規 定によ り事業 実績報</p>		

				<p>こと。</p> <p>4 同 要 項第13 条の規 定によ る貸付 金の全 部又は 一部の 繰上償 還に関 すること。</p> <p>5 同 要 項別表 の規定 により 知事が 特に必 要と認 める事 業及び 知事が 特に緊 急に実 施する ことが 必要と 認める 事業を 認定す ること 。</p>	<p>告書 を受 理す ること 。</p> <p>4 同 要 項第12 条の規 定によ り借入 市町村 に対し 関係資 料の提 出を求 め、又 は実地 に検査 をする こと。</p>		
	3 固定資 産評価 審議会 に関す ること 。						
消 防 保 安 課	1 消防に 関する こと。	1 消防 組織法 (昭和2 2年法 律第22 6号)第 29条の 規定に よる消 防施設 の強化 拡充の 助成を すること 。		1 消防 法(昭 和23年 法律第 186号) 第17条 の8第3 項の規 定によ る消防 設備士 試験を 実施す ること 。	1 消防 法第17 条の7 第1項 の規定 による 消防設 備士免 状を交 付する こと。 2 同 法 第22条 第1項 及び第		

					<p>2 同法第43条の規定により非常事態の場合において市町村長等に対し、災害防御の措置に関し、必要な指示をすること。</p> <p>3 同法第44条の規定により緊急消防援助隊を派遣要請すること。</p>					<p>2 消防組織法第29条の規定による市町村相互間の連絡協調及び消防職員の人事交流のあっ旋に関すること。</p> <p>3 同法第29条の規定による指導（課（センター）長専決事項に該当するものを除く。）に関すること。</p> <p>4 同法第29条の規定による消防思想の普及宣伝に関すること。</p> <p>5 同法第29条の規定による消防に関する市街地の等級化に関すること（消</p>	<p>2 項の規定による火災気象通報を受け、市町村長に通報すること。</p> <p>3 消防組織法第29条の規定による消防統計及び消防情報に関すること。</p> <p>4 同法第29条の規定による消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に関すること。</p> <p>5 同法第29条の規定による市町村消防計画の作成の指導を行うこと。</p> <p>6 消防法施行令（昭和36年政令第37号）</p>							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

				防庁長官が指定する市に係るものを除く。)。 6 同法第 38 条の規定による勧告、指導及び助言をすること。 7 熊本県消防表彰規程（昭和 55 年熊本県告示第 176 号）により消防職員、消防団員及び消防機関等を表彰すること。	第 3 条の規定による防火管理者講習会を実施すること。
2 危険物の規制に関すること。			1 消防法第 11 条第 1 項の規定による危険物の製造所等の設置及び変更を許可すること。 2 同法第 13 条の 3 第 3 項の規定による危険物取扱	1 同法第 11 条第 5 項及び第 11 条の 2 第 1 項の規定による危険物の製造所等の完成検査及び完成前検査をすること。 2 同法第 13 条	

			者試験を実施すること。	の 2 第 3 項の規定による危険物取扱者免状を交付すること。		
3	消防学校に関すること。		1 消防組織法第 29 条の規定による消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること。 2 消防学校学生の募集に関すること。			
4	電気(他課所掌のものを除く。)、ガス及び鉄砲火薬類に関すること。		1 高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)第 20 条第 1 項ただし書の規定により指定完成検査機関の指定をすること。 2 同法第 31 条第 2 項の規定により製造保安責任	1 高圧ガス保安法の規定による高圧ガスの製造又は貯蔵所の設置の許可をすること。 2 同法の規定による完成検査、保安検査又は輸入高圧ガスの検査を行うこと。		

									<p>者及び 販売主 任者の 試験を 実施す ること 。 3 同法 第 35 条 第 1 項 第 1 号 の規定 により 指定保 安検査 機関の 指定を すること 。 4 液化 石油ガ スの保 安の確 保及び 取引の 適正化 に関する 法律 (昭和 4 2 年法 律第 14 9 号)第 38 条の 5 の規 定によ り液化 石油ガ ス設備 士の試 験を実 施する こと。 5 同法 第 50 条 の規定 により 容器検 査所の 登録を すること 。 6 武器 等製造</p>		<p>3 同法 の規定 により 製造保 安責任 者又は 販売主 任者の 免状を 交付す ること 。 4 同法 第 39 条 の規定 による 緊急措 置をす ること 。 5 同法 第 62 条 の規定 による 立入検 査をす ること 。 6 液化 石油ガ スの保 安の確 保及び 取引の 適正化 に関する 法律 第 3 条 の規定 による 販売事 業の登 録をす ること 。 7 同法 の規定 による 保安機 関又は 液化石 油ガス 販売事</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

						<p>法（昭和 28 年法律第 145 号）の規定による猟銃等の製造及び販売事業の許可をすること。</p> <p>7 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）の規定による信号焰管、信号火せん及び煙火の製造、産業、娯楽、スポーツ及び救命の用に供する火工品の製造並びに火薬類の販売営業の許可をすること。</p> <p>8 同法第 31 条の規定により丙種火薬類製造保安責任者及び火薬類</p>	<p>業者の認定をすること。</p> <p>8 同法第 35 条第 1 項の規定による保安業務規程の認可をすること。</p> <p>9 同法の規定による貯蔵施設等の設置又は充てん設備の許可をすること。</p> <p>10 同法の規定により完成検査及び保定検査を行い、検査証を交付すること。</p> <p>11 同法第 38 条の 4 の規定による液化石油ガス設備士免状を交付すること。</p> <p>12 同法第 83 条の規定による立入検</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

					<p>扱保安責任者の試験を実施すること。</p> <p>9 電気事業法（昭和39年法律第170号）第63条の規定による裁定に関すること。</p>	<p>査をすること。</p> <p>13 火薬類取締法の規定による完成検査又は保安検査を行うこと。</p> <p>14 同法の規定による危害予防規程及び保安教育計画の認可をすること。</p> <p>15 同法第45条の規定による措置をすること。</p> <p>16 同法第45条の21の規定による立入検査をすること。</p> <p>17 同法の規定による火薬類の譲受、譲渡、消費、廃棄及び輸入の許可をすること。</p> <p>18 同法の規定</p>		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

による
火薬庫
設置の
許可及
び火薬
類の貯
蔵に係
る指示
をす
ること。

19 同法
第 31 条
の規定
により
保安責
任者免
状を交
付す
ること。

20 電気
用品安
全法（
昭和 36
年法律
第 234
号）第 4
5 条及
び第 46
条の規
定によ
る電気
用品販
売事業
者の立
入検査
等をす
ること。

21 ガス
事業法
（昭和
29年法
律第 51
号）第
46 条及
び第 47
条の規
定によ
るガス
用品販
売事業
店の取
締りを

							<p>すること。</p> <p>22 電気工事業務の適正化に関する法律（昭和 45 年法律第 96 号）の規定による電気工事業者の登録をすること。</p> <p>23 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）第 4 条第 2 項の規定により電気工事士免状を交付すること。</p>		
		5 防災消防航空センターに関すること。							
企画振興部	企画課	1 県の政策及び施策の総合的な企画、総合調整及び調査研究に関すること。							
		2 県政運営の基本方針の策定及び進行管理に							

		関すること。						
		3 知事会等に関するすること。						
		4 地方分権に関するすること。						
		5 東京事務所に関すること。						
		6 企画振興部長室に関すること。						
地域・文化振興局	地域振興課	1 地域の振興に係る施策の企画、総合調整及び推進に関すること。						
		2 過疎地域の振興その他地域開発の調査、企画及び調整に関すること。						
		3 離島振興、半島振興及び山村振興の調査、企画及び調整に関すること。						
		4 土地基本法（平成元年法律第84号）の施行に関すること。						
		5 国土利用計画法（昭和49年法律第	1 同法第7条の規定に基づ		1 同法第27条の2の規定に			

<p>92 号) の 施行に 関す ること 。</p>	<p>く国土 利用計 画(県 計画) を策定 すること。 2 同法 第 9 条 の規定 に基づ く土地 利用基 本計画 を策定 すること。 3 同法 第 27 条 の 3 の 規定に 基づく 注視区 域及び 同法第 27 条の 6 の規 定に基 づく監 視区域 の指定 等をし ること 。</p>		<p>づく 助言を すること。 2 同法 第 28 条 の規定 に基づ く遊休 土地で ある旨 の通知 をし ること。</p>			
<p>6 不動 産の鑑 定評価 に關す る法律 (昭和 38 年 法律 第 152 号) の 施行に 關す ること 。</p>			<p>1 同法 第 41 条 の規定 に基づ く不動 産鑑定 業者に 對する 監督処 分をし ること 。 2 同法 第 24 条 の規定 に基づ く不動 産鑑定 業者の</p>			

				登録を すること。			
		7 国 土 調 査 法（昭 和 26 年 法 律 第 180 号）に 基 づく 土 地 分 類 調 査 に 関 す る こ と。					
		8 国 土 利 用 計 画 審 議 会 及 び 土 地 利 用 審 査 会 に 関 す る 事 と。					
		9 熊 本 都 市 圏 の 振 興 に 係 る 施 策 の 調 整 に 関 す る 事 と。					
		10 熊 本 都 市 圏 整 備 に 係 る 施 策 の 企 画 、 調 整 及 び 推 進 に 関 す る 事 と。					
		11 地 域 ・ 文 化 振 興 局 長 に 関 す る 事 と 。					
文 化 企 画 課	1	文 化 行 政 の 振 興 に 係 る 施 策 の 企 画 、 調 整 及 び 推 進 に 関 す る 事 と。					
	2	文 化 関 係 団 体 に 関 す る 事 と（教 育 委 員 会 の 所 管 に 属					

		するもの を除く。)						
		3 県立劇 場に関す ること。						
		4 文化・世 界遺産推 進室に関 すること						
		(1) く まもと 文化に 係る施 策の企 画、調 整及び 推進に 関す こと。						
		(2) 世 界遺産 登録推 進に関 す こと。						
	川 辺 川 ダ ム 総 合 対 策 課	1 川辺川 ダムに係 る総合 的な対 策の企 画及び 調整に 関す こと						
		2 球磨川 流域の環 境保全・ 改善対 策等に 係る総 合調整 に関す こと。						
		3 五木・相 良地域振 興計画の 推進に係 る総合 調整に 関す こと。						
交 通	交 通	1 総合交 通対策に				1 熊本 県高齢		

政策・情報局 政策課	関すること。				者、障害者等の自立活動への参加の促進に関する条例（平成 7 年熊本県条例第 16 号）第 27 条第 2 項の規定に基づき、必要な指導及び助言をこと。		
	2 交通結節拠点の開発促進に関すること。						
	3 高速自動車道の建設促進及び連絡調整に関すること（道路整備課の分掌事務に係るものを除く。）						
	4 鉄道及び地方バスの整備促進に関すること。						
	5 肥薩おれんじ鉄道株式会社による鉄道輸送						

	の確保対策に関すること。						
	6 有明海自動車航送船組合に関すること。			1 有明海自動車航送船組合議会議員の推薦をすること。			
	7 熊本空港の拡充整備に関すること。						
	8 航空路線の振興に関すること。						
	9 交通政策・情報局長に関すること。						
情報企画課	1 高度情報化社会に対応する施策の企画、調整及び推進に関すること。						
	2 行政情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。						
統計調査課	1 統計法（平成 19 年法律第 53 号）及び熊本県統計調査条例（昭和 30 年熊本県条例第 19 号）に基づく調	1 同条例に基づく統計調査を指定すること。		1 同条例に基づく統計調査の実施要綱を決定すること。 2 同条例に基	1 同法に基づく統計調査、同条例に基づく統計調査、その他の統計調査の		

		<p>査（他課所掌のものを除く。）に関すること。</p>			<p>づく統計調査の結果の公表を行うこと。</p> <p>3 同法及び同条例に基づく調査区の設定を行うこと。</p>	<p>実施計画をすること。</p> <p>2 同法及び同条例に基づく調査員の任免を行うこと。</p> <p>3 同法に基づく統計調査の月例報告及び四半期報告をすること。</p> <p>4 統計年鑑等の編さん及び各種統計資料を配布すること。</p>		
		<p>2 県勢の調査に関すること。</p>						
健康福祉部	健康福祉政策課	<p>1 保健医療福祉施策の企画、調整及び推進に関すること。</p>						
		<p>2 福祉事務所、保健所、福祉総合相談所、保健環境科学研究所及び総合福祉センターに関</p>						

	<p>すること。</p>						
	<p>3 社会福祉審議会に関すること。</p>						
	<p>4 保健、福祉の情報企画に関すること。</p>						
	<p>5 健康福祉分野の研修の企画及び調整に関すること。</p>						
	<p>6 災害救助に関すること。</p>			<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条の規定による費用の負担の決定並びに同法第 11 条第 1 項の規定による貸付の決定をすること。</p>			
	<p>7 福祉のまちづくり室に関すること。</p>						
	<p>(1) 地域福祉の推進</p>						

<p>に 関 す る こ と 。</p>						
<p>(2) 社 会 福 祉 法（昭 和26年 法律第 45号） の施行 に 関 す る こ と （他課 の分掌 事務に 係るも のを除 く。）。</p>		<p>1 同法第 32条の規 定による 社会福祉 法人の設 立の認可 をすること。 2 同法第 39条の3 及び第39 条の4の 規定によ り仮理事 又は特別 代理人を 選任する こと。 3 同法第 56条第3 項の規定 による社 会福祉法 人の業務 停止を命 じ、又は 役員の解 職を勧告 すること。 4 同法第 56条第4 項の規定 による社 会福祉法 人の解散 を命ずる こと。 5 同法第 57条の規 定による 社会福祉 法人の公 益事業又 は収益事 業の停止 を命ずる こと。 6 同法第 72条の規</p>	<p>1 同法第 20条の規 定による 指導監督 に関する こと。 2 同法第 56条第1 項の規定 による社 会福祉法 人の業務 の検査等 を行うこ と。 3 同法第 56条第2 項の規定 による社 会福祉法 人に対する 措置命令 を行うこ と。 4 同法第 58条の規 定による 社会福祉 法人に対 する助成 を行い、そ の結果を 監督する こと。 5 同法第 71条の規 定による</p>	<p>1 同法第 21条の規 定による 関係職員 の訓練に 関すること。</p>		

			定による施設経営を制限、停止し又は許可若しくは認可を取り消すこと。	社会福祉施設に關し必要な措置を命ずること。			
	(3) 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に關する条例に基づく施策の企画及び調整に關すること。						
	(4) ユニバーサルデザインの推進に關すること。						
	(5) 民生委員に關すること。						
	(6) 地域福祉基金に關すること。						
	8 健康福祉部長室に關すること。						
健康	1 健康危機管理に						

危機管理課	関すること。						
	2 感染症に関すること。		1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 31 条第 1 項の規定により生活の用に供される水の使用若しくは給水を制限し、又は禁止を命ずること。 2 同法第 32 条第 1 項の規定により建物への立入りを制限し、又は禁止すること及び同条第 2 項の規定による感染症のまん延防止のために必要な措置を講ずること。 3 同法第 33 条の規定により交通を制限し、又は遮断すること。 4 同法第 50 条第 1 項の規定	1 同法第 14 条第 1 項の規定により指定届出機関を指定し、同条第 5 項の規定により指定届出機関の指定を取り消すこと。 2 同法第 21 条の規定により患者を移送すること。 3 同法第 38 条第 2 項の規定により第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関を指定すること並びに同条第 9 項の規定により指定を取			

により同法第 27 条から同法第 33 条まで及び同法第 35 条第 1 項に規定する措置を実施し、又は実施させること。

4 同法第 40 条第 2 項の規定により費用を支払うこと及び同条第 3 項の規定により診療報酬の額の決定をすること。

5 同法第 43 条の規定により報告を求め、検査させると及び診療報酬の支払いの一時差し止めに関すること。

6 同法第 45 条第 1 項の規定により健康診断を勧告し、同条第 2 項の規定により健康診断を行わせること。

7 同法

第 46 条
第 1 項
の 規 定
に よ り
入 院 を
勸 告 し
、 同 条
第 2 項
及 び 第
3 項 の
規 定 に
よ り 入
院 さ せ
、 同 条
第 4 項
の 規 定
に よ り
入 院 の
期 間 を
延 長 す
る こ と
。

8 同 法
第 47 条
の 規 定
に よ り
新 感 染
症 の 所
見 が あ
る 者 を
移 送 す
る こ と
。

9 同 法
第 48 条
第 4 項
の 規 定
に よ り
新 感 染
症 に 係
る 確 認
を す る
こ と 。

10 同 法
第 53 条
の 2 第 3
項 の 規
定 に よ
り 保 健
所 を 設
置 す る
市 の 健
康 診 断

										<p>について指示すること。</p> <p>11 同法第 53 条の 13 の規定により精密検査を行うために医療機関と委託契約を締結すること。</p>		
										<p>3 予防接種に関すること。</p>	<p>1 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 3 条の規定による定期予防接種の指示をすること。</p>	<p>1 同法第 6 条の規定により臨時予防接種を実施し、又は市町村長に接種の指示をすること。</p>
										<p>4 結核の診査に関する協議会及び感染症の診査に関する協議会に関すること。</p>		
										<p>5 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成 16 年熊本県条例第</p>		

	13 号) に 基づく事 務に係る 調整等 に 関するこ と。					
6	食 品 衛 生 関 係 に 関 係 するこ と。		1 食 品 衛 生 法 (昭 和 2 2 年 法 律 第 23 3 号) 第 25 条 の 規 定 に よ り 製 品 検 査 を する こ と。 2 同 法 第 58 条 の 規 定 に よ り 食 中 毒 患 者 等 の 報 告 を する こ と。	1 食 品 衛 生 監 視 員 等 関 係 法 令 に 定 め る 身 分 を 証 す る 証 票 を 発 行 する こ と。		
7	ふ ぐ 取 締 関 係 に 関 係 するこ と。		1 熊 本 県 ふ ぐ 取 扱 条 例 (昭 和 33 年 熊 本 県 条 例 第 27 号) 第 8 条 の 規 定 に よ り ふ ぐ 処 理 師 試 験 を 実 施 する こ と。 2 同 条 例 第 13 条 の 規 定 に よ り ふ ぐ 処 理 師 の 免 許 又 は 登 録 を 取 り 消 す	1 同 条 例 第 5 条 の 規 定 に よ り ふ ぐ 処 理 師 の 免 許 を 与 え る こと 。 2 同 条 例 第 7 条 の 規 定 に よ り 免 許 証 の 書 換 え を す る こと 。 3 同 条 例 第 9 条 の 規 定 に よ り ふ ぐ 処 理 所 を 登 録		

8 製菓衛生師に関すること。	<p>1 製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）第 4 条の規定により製菓衛生師試験を実施すること。</p> <p>2 同法第 7 条の規定により製菓衛生師を登録すること。</p> <p>3 同法第 8 条の規定により免許を取り消すこと。</p>	<p>し、又は第 10 条の規定により登録証を交付すること。</p> <p>1 同法第 3 条の規定により製菓衛生師の免許を与えること。</p> <p>2 製菓衛生師法施行令（昭和 41 年政令第 387 号）第 3 条の規定による名簿の訂正又は同令第 5 条の規定による免許証の書換を交付すること。</p> <p>3 同令第 4 条の規定により製菓衛生師の登録を取り消すこと。</p> <p>4 同令第 6 条の規定により免許証</p>
----------------	--	---

					を再交 付する こと。		
9	と畜場 及び化製 場等に関 すること 。	1 と畜場 法（昭和 28年法律 第114号） 第4条の 規定によ りと畜場 の設置を 許可する こと。 2 同法第 18条の規 定により と畜場設 置の許可 を取り消 すこと。 3 化製場 等に関す る法律（ 昭和23年 法律第14 0号）第3 条の規定 による死 亡獣畜取 扱場設置 を許可す ること。 4 同法第7 条の規定 により死 亡獣畜取 扱場設置 の許可を 取り消す こと。					
10	食鳥処 理の事業 の規制及 び食鳥検 査に関す ること。	1 食鳥処 理の事業 の規制及 び食鳥検 査に関す る法律（ 平成2年 法律第70 号）第3条 の規定に より食鳥 処理の事 業（同法 第3条に 規定する 認定小規 模食鳥処 理	1 同法 第3条 の規定 により 食鳥処 理の事 業（同 法第16 条に規 定する 認定小 規模食 鳥処理	1 同法 第6条 第3項 の規定 による 同法第 4条第1 号から 第3号 までに 掲げる 事項の 変更届			

<p>第 16 条に規定する認定小規模食鳥処理事業を除く。)の許可をすること。</p> <p>2 同法第 8 条の規定により許可を取消し、又は期間を定めて事業(同法第 16 条に規定する認定小規模食鳥処理事業を除く。)の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>3 同法第 9 条の規定により施設(同法第 16 条に規定する認定小規模食鳥処理事業に係る施設を除く。)の整備改善を命じ、若しくは改善を行う間、施設の全部若しくは一部の使用を禁止し、又は許可を取り消し、若しくは期間を定めて当</p>	<p>事業に限る。)の許可をすること。</p> <p>2 同法第 6 条第 1 項の規定により食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可をすること。</p> <p>3 同法第 8 条の規定により許可を取消し、又は期間を定めて事業(同法第 16 条に規定する認定小規模食鳥処理事業に限る。)の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>4 同法第 9 条の規定により施設(同法第 16 条に規定する認定小規模</p>	<p>を受理すること。</p> <p>2 同法第 7 条第 2 項の規定による承継の届出を受理すること。</p> <p>3 同法第 12 条第 6 項の規定による食鳥処理衛生管理者の設置の届出又は変更の届出を受理すること。</p> <p>4 同法第 14 条の規定による休廃止等の届出を受理すること。</p> <p>5 同法第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により確認規定又はその変更の認定をすること。</p> <p>6 同法第 16 条第 7 項</p>
--	--	--

該食鳥処
理の事業
の全部若
しくは一
部の停止
を命ずる
こと。

4 同法第
21 条第 1
項の規定
による指
定検査機
関に食鳥
検査を委
任すること。

食鳥処
理事業
に係るに
施設に
限る。)の
整備を
改善を
命じ、
若しくは
改善を行
う間、施
設の全部
若しくは
一部の使
用を禁止
し、又は
許可を消
し、若し
しくは期
間を定
めて当該
食鳥処
理事業の
全部若し
しくは一
部の停止
を命ずる
こと。

5 同法
第 13 条
の規定
により
食鳥処
理業者
に対し
、食鳥
処理衛
生管理
者の解
任を命
ずること。

6 同法
第 16 条
第 6 項
の規定
により

の規
定に
より
確認
の状
況の
報告
を受
理す
こと
。
7 同法
第 16 条
第 8 項
の規
定に
より
確認
規
定の
廃止
の届
出を
受理
し、
その
効力
を失
う日
を
定め
ること。

			<p>認定小規模食鳥処理事業者に対し、食鳥衛生管理者の解命を命ずること。</p> <p>7 同法第 39 条の規定により食鳥検査等を実施する職員の指定を行うこと。</p>			
11 狂犬病の予防に関すること。		<p>1 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 10 条の規定により狂犬病発生時必要と認められた場合のけい留命令をすること。</p> <p>2 同法第 13 条の規定による臨時の予防注射の実施に関すること。</p> <p>3 同法第 15 条の規定により狂犬病発生時における移動を制限すること。</p>	<p>1 同法第 18 条の規定によりけい留されていない犬を抑留すること。</p> <p>2 犬捕獲人の指定に関すること。</p>			

			4 同法第 18 条の 2 の規定によりけい留されていない犬を棄殺すること。 5 犬抑留所又は犬焼却場を設置すること。					
		12 動物の愛護及び管理に関すること。			1 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 4 条の規定による動物愛護週間の実施に関すること。	1 同法第 18 条の規定による犬及びねこの引取りに関すること。 2 同法第 19 条の規定による負傷動物等の収容に関すること。		
		13 食肉衛生検査所及び動物管理センターに関すること。						
長寿社会局	高齢者支援課	1 高齢者福祉の支援に係る施策の企画・調整に関すること。						
		2 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の施行に関する	1 同法第 15 条第 4 項の規定による養護老人ホーム又は	1 同法第 18 条第 1 項の規定による老人居	1 同法第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき、	1 同法第 14 条の規定による老人居宅生活	課長補佐（業	

ること。	<p>特別養護老人ホームの設置を認可すること。</p> <p>2 同法第 16 条第 3 項の規定による社会福祉法人の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止、入所定員の増減の認可に関すること。</p> <p>3 同法第 19 条第 1 項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は認可を取り消すこと。</p>	<p>宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センター及び同条第 2 項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る立入り検査等を行うこと。</p> <p>2 同法第 18 条の 2 第 2 項の規定による老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの事業の制限</p>	<p>市町村へ助言を行うこと。</p> <p>2 同法第 29 条第 7 項の規定に基づき、有料老人ホームの運営等に関して報告を求め、又は職員による質問、検査を行うこと。</p>	<p>支援事業の開始の届出を受理すること。</p> <p>2 同法第 14 条の 2 の規定による老人居宅生活支援事業の変更の届出を受理すること。</p> <p>3 同法第 14 条の 3 の規定による老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出を受理すること。</p> <p>4 同法第 15 条第 2 項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの設置の届出を受理すること。</p>	務の担当を命ぜられた者を除く。)
------	--	---	---	---	------------------

又は停止を命ずること。
3 同法第 29 条第 9 項の規定による有料老人ホームの改善に必要措置を命ずること。

と。
5 同法第 15 条第 3 項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出を受理すること。

6 同法第 15 条の 2 の規定により変更届出を受理すること。

7 同法第 16 条第 1 項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの廃止又は休止の届出を受理すること。

8 同法第 16 条第 2 項の規定による

						<p>養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止、定員の増減の届出を受理すること。</p> <p>9 同法第 29 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定による有料老人ホームの設置等の届出を受理すること。</p>	
3	<p>社会福祉法の施行に関すること（老人福祉法に規定する老人福祉施設を経営する事業等に関することに限る。）。</p>	<p>1 同法第 32 条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。</p> <p>2 同法第 39 条の 3 及び第 39 条の 4 の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。</p> <p>3 同法第 56 条第 3 項の規定による社会福祉法人の業務</p>	<p>1 同法第 20 条の規定による指定監督に關すること。</p> <p>2 同法第 56 条第 1 項の規定による社会福祉法人の業務の検査を行うこと。</p> <p>3 同法第 56 条第 2 項の規定</p>	<p>1 同法第 21 条の規定による関係職員の訓練に關すること。</p> <p>2 同法第 70 条の規定に基づき、社会福祉事業を經營する者に対する調査等を行うこと。</p>	<p>1 同法第 59 条第 1 項の規定による社会福祉法人の事業等の報告を受理すること。</p> <p>2 同法第 62 条第 1 項及び第 63 条第 1 項の規定による社会福祉施設の設置の届出を</p>	<p>課長補佐（業務の担当を命ぜられた者を除く。）</p>	

		<p>停止を命 じ、又は 役員の解 職を勧告 すること 。 4 同法第 56条第4 項の規定 による社 会福祉法 人の解散 を命ずる こと。 5 同法第 57条の規 定による 社会福祉 法人の公 益事業又 は収益事 業の停止 を命ずる こと。 6 同法第 62条第2 項の規定 による施 設設置の 許可をす ること。 7 同法第 72条の規 定による 施設経営 を制限、 停止し又 は許可若 しくは認 可を取り 消すこと 。</p>	<p>による 社会福 祉法人 に対する 措置を 命ずる こと。 4 同法 第58条 の規定 による 社会福 祉法人 に対する 助成を 行い、 その結 果を監 督する こと。 5 同法 第63条 第2項 の規定 による 社会福 祉施設 設置の 変更を 許可す ること 。 6 同法 第71条 の規定 による 社会福 祉施設 に関し 必要な 措置を 命ずる こと。</p>	<p>受理す ること 。 3 同法 第64条 の規定 による 社会福 祉施設 の設置 の廃止 の届出 を受理 すること 。</p>		
4	高齢者の生きがい及び生活支援に関する事 と。					
5	介護保 険法（平	1 同法第 94条第1	1 同法 第76条	1 同法 第24条	1 同法 第75条	課 長

<p>成9年法律第123号)の施行に関すること(認知症対策・地域ケア推進課が所掌する事務を除く。)</p>	<p>項の規定による介護老人保健施設の開設の許可をすること。 2 同法第92条、第104条及び第114条の規定による介護老人福祉施設等の許可の取消し又は効力の停止に関すること。 3 同法第115条の35第6項の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の取消し等に関すること(同法第8条第22項の規定による介護保健施設に係るものに限る)。</p>	<p>の2、第83条の2、第91条の2、第103条、第113条の2及び第115条の8の規定による指定居宅サービス事業者等に対する業務運営の基準遵守勸告又は改善命令をすること。 2 同法第77条、第84条及び第115条の9の規定による指定居宅サービス事業所等の指定の取消し又は効力の停止に関すること。 3 同法第94条第2項の規定による介護老人福祉施設の入所定</p>	<p>の規定による報告若しくは記録の提示等を命じ、又は職員に質問させること。 2 同法第70条、第79条、第86条、第107条及び第115条の2の規定による指定居宅サービス事業者等を指定すること。 3 同法第70条の2、第79条の2、第86条の2、第107条の2及び第115条の10の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の更新をすること。 4 同法第75条</p>	<p>、第82条、第89条、第111条及び第115条の5の規定による指定居宅サービス事業者等の指定事項に係る変更等の届出に関すること。 2 同法第99条の規定による介護老人保健施設の変更の届出に関すること。 3 同法第115条の32第2項の規定による指定居宅サービス事業者等の業務管理体制整備に関する届出を受理すること。 4 同法第115条の32第3項</p>	<p>補佐(業務の担当を命ぜられた者を除く。)</p>
---	--	---	---	---	-----------------------------

				<p>員その他厚生労働省令で定める事項の変更許可をすること。</p> <p>4 同法第 101 条の規定による介護老人保健施設に対する施設整備の改善命令をすること。</p> <p>5 同法第 102 条の規定による介護老人保健施設の管理者の変更に関すること。</p> <p>6 同法第 115 条の 35 第 6 項の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の取消し等に関すること（同法第 8 条第 2</p>	<p>の 2、第 78 条の 6 第 2 項、第 82 条の 2、第 89 条の 2、第 99 条の 2、第 111 条の 2、第 115 条の 6 及び第 115 条の 26 第 2 項の規定による指定居宅サービス事業者等に対する連絡調整及び助言等の支援をすること。</p> <p>5 同法第 76 条、第 83 条、第 90 条、第 112 条及び第 115 条の 7 の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告、質問又は検査等に関すること。</p> <p>6 同法第 78 条</p>	<p>の規定による指定居宅サービス事業者等の業務管理体制整備に関する変更届出を受けること。</p>	
--	--	--	--	---	--	---	--

					<p>2 項の 規定に よる介 護保健 施設に 係るも のを除 く。)</p> <p>7 同法 第 115 条の 36 の規定 による 指定調 査機関 を指定 すること。</p> <p>8 同法 第 115 条の 41 の規定 による 指定調 査機関 の休止 又は廃 止を許 可すること。</p> <p>9 同法 第 115 条の 42 の規定 による 指定情 報公表 センター を指定 すること。</p>	<p>の 2 の 規定に よる指 定地域 密着型 サービス 事業者 の指定 の届出 の受理 及び市 町村長 への助 言又は 勧告を すること。</p> <p>7 同法 第 91 条 及び第 113 条 の規定 による 指定介 護老人 福祉施 設及び 指定介 護療養 型医療 施設の 指定の 辞退に 関する こと。</p> <p>8 同法 第 94 条 の 2 の 規定に よる介 護老人 保健施 設の開 設許可 の更新 をす ること。</p> <p>9 同法 第 95 条 の規定 による 介護老 人保健</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--	--

施設の
管理者
を承認
すること。
。

10 同法
第 100
条の規
定によ
る介護
老人保
健施設
に対する
質問
、検査
等に関
すること。
。

11 同法
第 115
条の 33
の規定
による
指定居
宅サー
ビス事
業者の
業務管
理体制
の整備
に関し
て立入
り検査
等を行
うこと
。

12 同法
第 115
条の 35
第 1 項
から第
3 項の
規定に
よる介
護サー
ビス情
報の調
査、公
表に関
すること。
。

13 同法
第 115

						<p>条の35 第4項 の規定 による 介護サ ービス 事業者 に対し て情報 の報告 等を命 ずること。 14 同法 第115 条の35 第5項 及び第 7項の 規定に よる市 町村長 へ通知 すること。 15 同法 第115 条の40 の規定 による 指定調 査機関 に対し る立入 り検査 等を行 うこと 。</p>		
			6	<p>その他 介護保 険の推 進に関 するこ と（認 知症対 策・地 域ケア 推進課 が所掌 する事 務を除 く。）。</p>				
			7	<p>高齢者 の居住 の安定 確保に 関する</p>				

		法律（平成13年法律第26号）の施行に関すること（高齢者の福祉に関することに限る。）。						
		8 長寿社会局長に関すること。						
認知症対策・地域ケア推進課	1	認知症対策に関すること。						
	2	地域ケア体制の構築に関すること。						
	3	地域支援事業及び地域包括支援センターに関すること。						
	4	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の施行に関すること。						
	5	介護保険法を施行する市町村の支援に関すること。						
	6	介護保険審査会に関する						

	こと。						
	7 介護支援専門員に関する こと。			1 同法第69条の38第2項の規定による介護支援専門員に指示をし、研修を命ずること。 2 同法第69条の38第3項の規定による介護支援専門員としての業務を行うことを禁止すること。 3 同法第69条の39の規定による介護支援専門員の登録を消滅すること。	1 同法第69条の2及び第69条の3の規定による介護支援専門員の登録及び登録の移転を行うこと。 2 同法第69条の38第1項の規定による介護支援専門員に報告を求めると。	1 同法第69条の4の規定による介護支援専門員の登録の事項の変更の届出を受けると。	課長補佐（業務の担当を命ぜられた者を除く。）
	8 その他介護保険の推進に関する こと。						
社会福祉課	1 生活介護法（昭和25年法律第144号）の施行に関する こと。		1 同法第41条第3項の規定による保護施設の設置の認可をする	1 同法第23条第1項の規定による事務監査をす	1 非指定医療機関の診療報酬額の審査決定に関		

		こと。		ること。		すること。
				2 同法第43条の規定による保護施設の指導をすること。		2 同法第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により医療機関等を指定すること。
				3 同法第44条の規定による保護施設に係る立入検査等を行うこと。		3 同法第54条の2第1項の規定により介護機関を指定すること。
				4 同法第51条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により指定医療機関等の指定を取り消すこと。		
				5 同法第53条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療費の審査決定をこ		

と。
6 同法第53条第4項(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定による医療費の支払に関する事務を委託すること。
7 同法第54条の2第4項の規定による介護給付費の審査決定及び支払に関する事務を委託すること。
8 同法第54条の2第4項の規定により指定介護機関の指定を取り消すこと。
9 同法第64条の規定による不服申立の受理及び裁決を

				すること。 10 同法第73条第1号、第2号及び第3号による県費負担金の交付決定をすること。			
		2 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。					
		3 未帰還者及び未帰還者留守家族等の援護に関すること。		1 未帰還者の死亡(戦時死亡宣告を含む。)公報発行を決定すること。 2 未帰還者留守家族等援護法(昭和28年法律第161号)による諸給与金の支給を決定すること。 3 未帰還者に関する特別措置法(昭和34年法律第7号)による	1 未帰還者の調査研究に関すること。		

				<p>弔慰料の支給を決定すること。</p> <p>4 同法による戦時死亡宣告の審判を申し立てること。</p>		
4	旧陸海軍の旧軍人旧軍属等及び戦没者遺族援護に関すること。			<p>1 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の規定による療養給付等を認定すること。</p> <p>2 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）の規定による裁定をすること。</p> <p>3 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）の</p>	<p>1 恩給法（大正12年法律第48号）による旧軍関係者の恩給請求書の調査及び進達をすること。</p> <p>2 旧陸軍の軍人、準軍人又は旧軍属の履歴の証明書を発行すること。</p> <p>3 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による障害年金、障害一時金、遺族年金、</p>	

				<p>規定による裁定をすること。</p> <p>4 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）の規定による裁定をすること。</p> <p>5 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）の規定による裁定をすること。</p> <p>6 旧軍人又は旧軍属の死没者に対する叙位叙勲の進達又は勲章等の交付をすること。</p>	<p>遺族給与金、弔慰金、遺族一時金の請求書の調査又は進達をすること。</p> <p>4 戦没者等の妻に対する特別給付金等国庫債券の担保資金貸付又は買上適格内者内申をすること。</p> <p>5 戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳又は戦傷病者乗車券引換証を交付すること。</p> <p>6 受給権調査に関すること。</p>		
				5 引揚者援護に関すること			
				1 引揚者等に対する	1 引揚者国庫債券の		

				<p>特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）等の規定による認定をすること。</p> <p>2 引揚者援護住宅の管理に関すること。</p>	<p>担保生業資金貸付適格者の内定及び内申をすること。</p> <p>2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定による支給付の実施決定等に関すること。</p>	
6	<p>社会福祉法の施行に関すること（同法に規定する生計困難者のための事業に関することに限る。）</p>	<p>1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。</p> <p>2 同法第39条の3及び第39条の4の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。</p> <p>3 同法第56条第3項の規定による社</p>	<p>1 同法第20条の規定による指定監督に関すること。</p> <p>2 同法第56条第1項の規定による社会福祉法人の業務検査等を行うこと。</p> <p>3 同法第56条</p>	<p>1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に関すること。</p>		

				<p>会福祉法人の業務停止を命じ、又は役員を解職を勧告すること。</p> <p>4 同法第56条第4項の規定による社会福祉法人の解散を命ずること。</p> <p>5 同法第57条の規定による社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止を命ずること。</p> <p>6 同法第62条第2項の規定による施設設置の許可をすること。</p> <p>7 同法第72条の規定による施設経営を制限、停止し又は許可若しくは認可を取り消すこと。</p>	<p>第2項の規定による社会福祉法人に対する措置命令を行うこと。</p> <p>4 同法第58条の規定による社会福祉法人に対する助成を行い、その結果を監督すること。</p> <p>5 同法第63条第2項の規定による社会福祉施設設置の変更を許可すること。</p> <p>6 同法第71条の規定による社会福祉施設に関し必要な措置を命ずること。</p>				
		7	社会福祉法人及び社会福祉事業を営む者の施設						

<p>に係る指導監査及びその総合調整に関すること。</p>						
<p>8 介護保険法第90条の規定による報告等に関すること（定期の検査に限る。）。</p>						
<p>9 介護保険法第24条、第76条、第83条及び第115条の7の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告等に関すること（介護老人福祉施設に隣接する事業所に限る。）。</p>						
<p>10 障害者自立支援法第81条第1項の規定による障害福祉サービス事業等に係る立入検査等に関すること（障害者支援施設に隣接する事業所の定期の検査に限る。）</p>						

		11 生活困窮者に係る施策の調整に関すること。						
		12 矯正施設退所者の福祉的支援に関すること。						
子ども・障がい福祉局	子ども未来課	1 少子化対策の推進に関すること。						
		2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関すること（子ども家庭福祉課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。）。	1 同法第35条の規定による児童福祉施設の設置の認可等を行うこと。 2 同法第58条の規定による施設の設置認可を取り消すこと。	1 同法第46条の規定による報告の徴収等を行うこと。 2 同法第59条の規定による無認可施設の立入検査等を行うこと。	1 同法第18条の8から第18条の16までの規定による保育士試験に関すること。 2 同法第18条の18から第18条の20までの規定による保育士登録に関すること。			
		3 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉法に規定する児童福祉施設（子ども家庭福祉課及び障	1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第39条の3及び第39	1 同法第20条の規定による指導監督に関すること。 2 同法第56条第1項	1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に関すること。			

<p>がい者支 援課の分 掌事務に 係るもの を除く。)を 経営する 事業に関 する事に 限る。)</p>		<p>条の4の 規定によ り仮理事 又は特別 代理人を 選任する こと。 3 同法第 56条第3 項の規定 による社 会福祉法 人の業務 停止を命 じ、又は 役員和解 職を勧告 すること 。 4 同法第 56条第4 項の規定 による社 会福祉法 人の解散 を命ずる こと。 5 同法第 57条の規 定による 社会福祉 法人の公 益事業又 は収益事 業の停止 を命ずる こと。 6 同法第 72条の規 定による 施設経営 を制限、 停止し又 は許可若 しくは認 可を取り 消すこと 。</p>	<p>の規定 による 社会福 祉法人 の業務 の検査 等を行 うこと 。 3 同法 第56条 第2項 の規定 による 社会福 祉法人 に対す る措置 命令を 行うこ と。 4 同法 第58条 の規定 による 社会福 祉法人 に対す る助成 を行い 、その 結果を 監督す ること 。 5 同法 第71条 の規定 による 社会福 祉施設 に関し 必要な 措置を 命ずる こと。</p>			
<p>4 認定こ ども園に 関するこ と。</p>		<p>1 就学前 の子ども に関する 教育、保 育等の総</p>				

			<p>合的な提 供の推 進に 関す る法 律（ 平成 18年 法律 第77 号） 第3 条の 規定 によ る認 定こ ども 園を 認 定す るこ と。</p> <p>2 同法 第10 条の 規定 によ る認 定こ ども 園の 認 定を 取り 消す こと 。</p>				
5	次世代 育成支 援対策 推進法 （平成 15年法 律第120 号）の 施行に 関する こと（ 他課の 分掌事 務に関 するも のを除 く。）。						
6	児童の 食生活 に関す ること。						
7	母子保 健に関 すること。			<p>1 未熟 児の訪 問指導 を行う こと。</p> <p>2 慢性 疾患児 の保健 指導を 行うこ と。</p> <p>3 養育 医療の 給付を 決定す ること</p>	<p>1 養育 医療実 施に伴 う自己 負担金 を徴収 するこ と。</p> <p>2 母子 健康セ ンター の運営 の指導 を行う こと。</p> <p>3 受胎</p>		

			<p>。 母子保健法（昭和40年法律第141号）第9条の規定による母子保健に関する知識の普及に要する費用を負担すること。</p> <p>4 未熟児の養育医療機関を指定すること。</p> <p>5 胎調節実地指導員講習会の認定又はその取消しをすること。</p> <p>6</p>	<p>調節実地指導員の指定又は指定証若しくは標識の交付をすること。</p>
8	<p>育成医療の給付及び療育の給付並びに小児慢性特定疾患治療研究事業の給付を行うこと。</p>		<p>1 育成医療の給付を決定すること。</p> <p>2 療育医療の給付を決定すること。</p> <p>3 小児慢性特定疾患治療研究事業</p>	<p>1 療育の給付の実施に伴う自己負担金を徴収すること。</p> <p>2 小児慢性特定疾患対策協議会を開催すること。</p>

				<p>の給付を決定すること。</p> <p>4 育成医療に係る医療機関の指定、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止を行うこと（育成医療単独で行う場合に限る。）。</p> <p>5 小児慢性特定疾患治療研究事業を医療機関に委託すること。</p> <p>6 小児慢性特定疾患対策協議会委員を依頼すること。</p>				
	9	子ども・障がい福祉局長に関すること。						
子ども家庭	1	児童の福祉に関すること（子ども未来課及	1	児童福祉法第35条の規定による児童福祉施	1	同法第6条の3の規定による里	1	同法の規定により設置された児

福祉課	び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。)		設の設置を認可すること。	親及び保護受託者の認定をすること。 2 同法第46条の規定による児童福祉施設の最低基準実施を監督すること。 3 熊本県児童福祉法施行細則（昭和43年熊本県規則第34号）第13条の規定による徴収金の減免をすること。	童福祉施設の保護単価又は保育単価の決定をすること。 2 児童保護に必要な物資等の配分をすること。 3 学校及び教育施設指定取扱規則（昭和33年日本国有鉄道公示第326号）第23条から第27条までの規定による児童福祉施設に対する鉄道運賃割引をすること。		
	2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。			1 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第15条の規定による貸付金の償還の免除	1 同規則第5条の規定による身元保証の締結をすること。		

を
す
る
こ
と。

2 同法
第13条
の規
定に
よる
母子
福祉
資金
及び
同法
第32
条第
1項、
第2
項及
び第
4項
にお
いて
準用
する
同法
第13
条の
規定
によ
る寡
婦福
祉資
金の
貸付
け（
支出
負担
行為
及び
支出
命令
に限
る。）
並び
にその
償還
（督促
状の
作成
、納入
通知書
及び督
促状の
送付を
除く。）
に關
する
こと

3 同法
第14条
の規
定に
よる
母子
福祉
資金
及び
同法
第32
条第
3項
にお

いて準用する同法第14条の規定による寡婦福祉資金の貸付をすること。

4 同法第22条の規定による母子家庭等日常生活支援事業及び同法第33条第4項において準用する同法第22条の規定による寡婦日常生活支援事業に係る立入検査をすること。

5 同法第23条の規定による母子家庭等日常生活支援事業及び同法第33条第4項において準用する同法第23条

				<p>の規定による寡婦日常生活支援事業の制限又は停止を命ずること。</p> <p>6 熊本県母子家庭等の身元保証に関する条例施行規則（昭和34年熊本県規則第32号）第3条の規定による保証の決定をすること。</p>		
3	<p>児童扶養手当に関すること。</p>			<p>1 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第18条の規定により異議申立てに対する決定及び審査請求に対する裁決をすること。</p>	<p>1 同法第6条の規定による手当の受給資格及び手当の額の認定をすること（福祉事務所の所掌に係るものを除く。）。</p> <p>2 同法第8条の規定による手当の額の改</p>	

					<p>定をす ること (福祉 事務所 の所掌 に係る ものを 除く。)</p> <p>3 同法 第14条 及び第 15条の 規定に よる手 当を支 給制限 すること。</p> <p>4 同法 第28条 の規定 による 届出に 関する こと(福 祉事務 所の所 掌に係 るもの を除く。)</p> <p>5 同法 第29条 及び第 30条の 規定に よる受 給資格 者の調 査等に 関する こと。</p>		
4	児童手 当に関す ること。			1	児童 手当に 係る不 服申立 ての受 理及び 裁決に 関する こと。	1	児童 手当支 給事務 に関する 市町村 の指及 び監督 すること。

<p>5 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉法に規定する児童福祉施設（子ども未来課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。）を経営する事業、母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業、同法に規定する母子福祉施設を経営する事業、社会福祉法に規定する父子家庭居宅介護等事業に関するに限る。）。</p>	<p>1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第39条の3及び第39条の4の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。 3 同法第56条第3項の規定による社会福祉法人の業務停止を命じ、又は役員を解職を勧告すること。 4 同法第56条第4項の規定による社会福祉法人の解散を命ずること。 5 同法第57条の規定による社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止を命ずること。 6 同法第62条第2項の規定による施設設置の</p>	<p>1 同法第20条の規定による指定監督に関すること。 2 同法第56条第1項の規定による社会福祉法人の業務検査等を行うこと。 3 同法第56条第2項の規定による社会福祉法人に対する措置命令を行うこと。 4 同法第58条の規定による社会福祉法人に対する助成を行い、その結果を監督すること。 5 同法第63条第2項の規定による社会福祉施設</p>	<p>1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に関すること。</p>
---	--	---	-------------------------------------

		許可をすること。 7 同法第72条の規定による施設経営を制限、停止し又は許可若しくは認可を取り消すこと。	設置の変更を許可すること。 6 同法第71条の規定による社会福祉施設に関し必要な措置を命ずること。				
6	児童虐待の防止に関すること。						
7	子ども・若者育成支援に関すること（他課の分掌事務に関するものを除く。）。						
8	売春防止法（昭和31年法律第118号）の施行に関すること。						
9	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。						
10	児童相談所、清水が丘学園及び女						

		性相談センターに関する事 こと。						
障 が い 者 支 援 課	1	障 害 保 健・福祉 に係る施 策の企画 ・調整に 関するこ と。						
	2	社会福 祉法の施 行に關す ること（ 児童福祉 法、身体 障害者福 祉法（昭 和24年法 律第283 号）、精 神保健及 び精神障 害者福祉 に關する 法律（昭 和25年法 律第123 号）、知 的障害者 福祉法（ 昭和35 年法律第 37号） 及び障害 者自立支 援法（平 成17年法 律第123 号）に規 定する社 会福祉事 業に關す るものに 限る。児 童福祉法 にあって は同法に 規定する 障害児相 談支援事 業若しく は障害児	1 同法第 32条の規 定による 社会福祉 法人の設 立の認可 をすること。 2 同法第 39条の3 及び第39 条の4の 規定によ り仮理事 又は特別 代理人を 選任する こと。 3 同法第 56条第3 項の規定 による社 会福祉法 人の業務 停止を命 じ、又は 役員の解 職を勸告 すること 。 4 同法第 56条第4 項の規定 による社 会福祉法 人の解散 を命ずる こと。 5 同法第 57条の規 定による 社会福祉	1 同法 第20条 の規定に よる指 定監督に 關するこ と。 2 同法 第56条 第1項の 規定によ る社会福 祉法人の 業務の檢 査等を行 うこと 。 3 同法 第56条 第2項の 規定によ る社会福 祉法人に 對する措 置命令を 行うこと 。 4 同法 第58条 の規定に よる社会 福祉法人 に對する 助成を行 い、その	1 同法 第21条 の規定に よる職 員の訓 練に關 すること。			

<p>入所施設又は児童発達支援センターを営む事業に関するものに限る。)</p>		<p>法人の公益事業又は収益事業の停止を命ずること。 6 同法第62条第2項の規定による施設設置の許可をすること。 7 同法第72条の規定による施設経営を制限、停止し又は許可若しくは認可を取り消すこと。</p>	<p>結果を監督すること。 5 同法第63条第2項の規定による社会福祉施設設置の変更を許可すること。 6 同法第71条の規定による社会福祉施設に關し必要な措置を命ずること。</p>			
<p>3 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。</p>			<p>1 精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第18条の規定による指定医の指定を内申すること。 2 同法第19条の8の規定により指定病院を指定し、又は同法第19条の9第1</p>	<p>1 同法第25条から第26条まで及び第26条の3の規定による通報を受理すること。 2 前号の申請、通報又は届出について、同法第27条第1項の規定により指定医に診察を命ずる</p>		

					るものに限る。)。 6 同法第31条の規定により負担金を徴収すること(第1号の通報に係るものに限る。))。		
4	精神保健福祉審議会に関すること。						
5	障害者施策推進審議会に関すること。						
6	障害者自立支援法の施行に関すること。	1 同法第50条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し等に関すること。 2 同法第82条第1項の規定による障害福祉サービス事業等(同法第5条第12項に規定する障害者支援施設に限る。)の制限又は停止を命ずること	1 同法第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るもの)に限る。以下同じ。)の指定に関すること。 2 同法第66条第1項の規定による自立支援医療機関等	1 同法第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定に関すること。 2 同法第46条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の変更の届出等に関すること。			

。 同法第82条第2項の規定による障害福祉サービス事業等（同法第5条第12項に規定する障害者支援施設に限る。）に係る改善又は事業の停止若しくは廃止を命ずること。

に対する報告等の提出等命令又は検査に関すること。

3 同法第68条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の取消し等に関すること。

4 同法第73条第1項の規定による自立支援医療費等の額の決定に関すること。

5 同法第82条第1項の規定による障害福祉サービス事業等（同法第5条第12項に規定する障害者支援施設は除く。）の制限

3 同法第48条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者に対する報告等に関すること。

4 同法第64条の規定による指定自立支援医療機関の変更の届出等に関すること。

5 同法第66条第1項の規定による指定自立支援医療機関に対する報告等に関すること。

6 同法第81条第1項の規定による障害福祉サービスに係る立入検査等に関すること。

			<p>又は停止を命ずること。</p> <p>6 同法第82条第2項の規定による障害福祉サービス事業等（障害者支援施設は除く。）に係る改善又は事業の停止若しくは廃止を命ずること。</p> <p>7 同法第97条の規定による審査請求に対する裁決をすること。</p>			
7	身体障害者福祉法の施行に関すること。	<p>1 同法第40条第1項の規定による身体障害者生活訓練等事業等の制限又は停止を命ずること。</p> <p>2 同法第41条第1項の規定による身体障害者社会参加</p>	<p>1 同法第39条の規定による身体障害者生活訓練等事業等又は身体障害者社会参加支援施設に係る立入検査等に</p>			

		支援施設 又は養成 施設の事 業の停止 又は廃止 を命ずる こと。	ること 。			
8 特別障 害者手当 、障害児 福祉手当 及び福祉 手当の支 給に關す ること。			1 特別 児童扶 養手当 等の支 給に關 する法 律（昭 和39年 法律第 134号） 第29条 の規定 による 請求に 對する 裁決を すること。			
9 知的障 害者の福 祉に關す ること。						
10 心身障 害者扶養 共済制度 に關する こと。			1 熊本 県心身 障害者 扶養共 済制度 条例（ 昭和54 年熊本 県条例 第41号 ）第5条 の規定 による 加入の 承認に 關する こと。 2 同条 例第8 条の規 定によ る掛金 の減免 に關す	1 同条 例第9 条の規 定によ る年金 の給付 の決定 及び却 下に關 すること。 2 同条 例第15 条の規 定によ る弔慰 金の給 付に關 すること。 3 同条 例第15 条の2 の規定		

				ること。	による一 脱退金の 時金の給 付に 関すること。 4 心身障 害者対 する年 金の支 給に 関すること。 5 心身障 害者保 険約款 に基 づく保 険料の 納付に 関すること。	
11 特別 児童扶 養手当 に 関すること。			1 特別 児童扶 養手当 等の支 給に 関する 法律第 29条の 規定に よる異 議申立 てに 対する 決定を すること。	1 同法 第5条 の規定 による 手当の 受給資 格及び 手当の 額の認 定に 関する こと（住 所が熊 本市に ある者 に限る 。）。 2 同法 第11条 及び第 12条の 規定に よる手 当の支 給制限 に 関すること （住所 が熊本		

				<p>市にある者に限る。)</p> <p>3 同法第16条の規定による手当の額の改定に関すること(住所が熊本市にある者に限る。)</p> <p>4 同法第35条の規定による届出に関すること。</p> <p>5 同法第36条及び第37条の規定による受給資格者の調査に関すること。</p>	
12 児童の福祉に関すること。		<p>1 児童福祉法第21条の5の3の規定による指定障害児通所支援事業者及び第24条の2の規定による指定障害児入所施設の指定に関すること。</p> <p>2 同法第</p>	<p>1 同法第24条の5の規定による災害その他の特別の事情がある場合の支給割合の決定に関すること。</p> <p>2 同法第24条</p>	<p>1 同法により設置された障害児入所施設等の保護単価の決定に関すること。</p> <p>2 児童福祉法第4条第2項</p>	

21条の5
 の23の規
 定による
 指定障害
 児通所支
 援事業者
 及び第24
 条の17の
 規定によ
 る指定障
 害児入所
 施設の指
 定の取消
 し等に関
 すること
 。

3 同法第
 35条の規
 定による
 児童福祉
 施設（障
 害児入所
 施設及び
 児童発達
 支援セン
 ター（以
 下障害児
 入所施設
 等という
 ）。）の設
 置の認可
 に関す
 ること。

の15の
 規定に
 よる指
 定障害
 児入所
 施設等
 の設置
 者等に
 対する
 報告等
 の命令
 、当該
 指定障
 害児入
 所施設
 等への
 立入り
 等に関
 すること。

3 同法第
 24条の16
 の規定に
 よる指定
 障害児入
 所施設等
 の設置者
 に対する
 勧告に関
 すること。

4 同法第
 34条の5
 の規定に
 よる障害
 児通所支
 援事業等
 に係る立
 入検査等
 に関す
 ること。

5 同法第
 46条の規
 定による
 障害児入
 所施

に規定
 する障
 害児の
 保護に
 必要な
 物資等
 の配分
 に関す
 ること
 。

					<p>設等の最低基準に係る立入検査に關すること。</p> <p>6 同法第57条の2第3項の規定による障害児入所給付費等の額に相当する金額の徴収に關すること。</p> <p>7 熊本県児童福祉法施行細則第13条の規定による障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。）に係る徴収金の減免をすること。</p>				
			<p>13 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に關すること。</p>						

		14 精神保健福祉センターに関すること。						
		15 病院局との連絡に関すること。						
		16 身体障害者リハビリテーションセンターに関すること。						
		17 身体障害者福祉センターに関すること。						
		18 知的障害者更生相談所及びこども総合療育センターに関すること。						
健康局	医療政策課	1 地域医療の推進に関すること。						
		2 救急医療対策に関すること。				1 救急病院等の指定の告示に関すること。		
		3 看護師等修学資金に関すること。			1 熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和37年熊本県条例第33号）第6条の規定	1 同規則第3条の規定による貸与申請書等を受理すること。 2 同規則第8条の規定		

により
修学資
金の貸
与契約
の解除
又は貸
与の停
止をす
ること

2 同条
例第8
条の規
定によ
り修学
資金の
返還を
させる
こと。

3 同条
例第7
条及び
第11
条の規
定によ
り返還
の債務
の全部
又は一
部を免
除すこ
と。

4 同条
例第9
条及び
第10
条の規
定によ
り修学
資金の
返還の
債務の
履行を
猶予す
ること。

5 同条
例第12
条の規
定によ
り修学
資金の
延滞利
子を徴

定によ
る借用
証書を
受理す
ること

3 同規
則第6
条、第7
条、第9
条又は
第10条
の届出
を受理
すること。

			<p>収すること。</p> <p>6 熊本看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和37年熊本県規則第55号）第4条の規定により修学資金の貸与及びその通知をすること。</p>		
4 病院、診療所、助産所その他医療施設に関すること。		<p>1 病院の開設等の許可をすること。</p> <p>2 病院の開設等の許可を取り消し、又は閉鎖を命ずること。</p> <p>3 医療法人の設立の認可及び認可の取消しに関すること。</p>	<p>1 病院その他医療施設に対し報告を徴し、又は検査若しくは立入検査をすること。</p> <p>2 医療法人の業務若しくは会計状況の報告を徴し、又は立入検査をすること。</p>	1 医療法（昭和23年法律第205号）第67条の規定による弁明の機会の付与の手続に関すること。	
5 医師その他の医療関係者に関すること。		1 准看護師養成所を指定し、又は指定を取り	1 保健師、助産師、看護師養成所	1 医師法（昭和23年法律第201号）	

									消すこと。 。		の指定申請書を厚生労働大臣に送達すること。 2 歯科技工士又は准看護師の試験を実施すること。 3 診療エックス線技師の免許の取消し、又は業務の停止を命ぜること。 4 准看護師の免許の取消し、業務の停止又は戒告を命ぜること。 5 准看護師再教育研修を命ぜること。 6 診療エックス線技師及び准看護師の行政処分に関する他の都道府県知事	第7条第5項に規定する意見の聴取及び同条第11項(同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。)に規定する弁明の聴取に関すること。 2 歯科医師法(昭和23年法律第202号)第7条第5項に規定する意見の聴取及び同条第11項(同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。)に規定する弁明の聴取に関すること。 3 保健師助産師看護師法(
--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

への通知に関すること。

7 診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の免許の取消し又は業務の停止について厚生労働大臣に申すこと。

昭和23年法律第203号)第15条第3項に規定する意見の聴取及び同条第9項(同法第15条の2第7項において準用する場合を含む。)に規定する弁明の聴取に関すること。

4 准看護師の免許を与えること。

5 准看護師の再教育研修修了登録証を交付すること。

6 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法

士、作業療法士又は視能訓練士の免許申請書を厚生労働大臣に進達すること。

7 准看護師の養成所の運営を指導すること。

8 准看護師養成所等学則等の変更を承認すること。

9 歯科技工士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師又は視能訓練士の養成所の指定等の申請書を厚生労働大臣に

													進達すること。 10 各種証明書（試験合格証明書を除く。）を交付すること。 11 保健師、助産師、看護師養成所の変更・承認申請書を厚生労働大臣に進達すること。 12 保健師、助産師、看護師養成所の報告書を厚生労働大臣に進達すること。 13 保健師、助産師、看護師養成所の指定の取消しの申請書を厚生労働大臣に進達すること。				
					6 死体解剖保存法												

	(昭和24年法律第204号)に関する事 こと。						
	7 へき地保健医療に関する事 こと。						
	8 医療審議会及び准看護師試験委員に関する事 こと。						
	9 健康局長に関する事 こと。						
国保・高齢者医療課	1 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の施行に関する事(保健事業に係るものを除く。)					1 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第23条の規定による国民健康保険組合の役員 の届出を受理すること。 2 同規則第36条の規定による国民健康保険団体連合会の役員 の届出を受理すること。 3 同規則第43	

							<p>条の規定による保険者及び国民健康保険団体連合会の毎月の事業状況の報告を受けること。</p>		
			<p>2 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の施行に關すること（後期高齢者医療制度に係るものに限る。）。</p>			<p>1 同法第61条の規定により医師等に対し診療録の提示を命ずる等の措置をすること。 2 同法第66条の規定により保険医療機関等及び保険医等を指導すること。 3 同法第72条の規定により開設者であつた者等に対し報告を命じ、又は保険医療機関等の開設者若</p>			

					しくは 管理者 、保険 、医等 その他 の従業 者等 に 対 し 出 頭 を 求 め る 等 の 措 置 を す る こ と。			
		3 国民健康保険審査会に関する こと。						
		4 後期高齢者医療審査会に関する こと。						
健康づくり推進課	1 健康の維持及び増進など健康づくりに関する こと。							
	2 食生活、食育及び栄養指導に関する こと。							
	3 栄養士及び調理師に関する こと。							
	4 歯科保健に関する こと。							
	5 ハンセン病対策に関する こと。					1 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第19		

							<p>条の規定による援護の実施又は第20条の規定による費用の支弁若しくは第21条の規定による費用を徴収すること。</p>		
			<p>6 原子爆弾被爆者の援護に関すること。</p>			<p>1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定により被爆者健康手帳の交付又は再交付をすること。 2 同法第19条の規定により被爆者一般疾病医療機関を指定し、又は指定の辞退を受理すること。</p>			

				3 同法第24条から第28条まで及び第31条に規定する手当を支給すること。 4 同法第32条の規定により葬料を支給すること。			
	7 難病に関すること。						
	8 生活習慣病対策の推進に関すること。						
	9 国民健康保険法の施行に関すること（保健事業に係るものに限る。）。						
	10 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関すること（特定健診等に関するものに限る。）。						
薬務衛生課	1 薬事に関すること。			1 薬事法（昭和35年法律第145号）第4条	1 薬事法第7条第3項、第28条第3項又		

					<p>第1項の規定により薬局開設の許可をすること。</p> <p>2 同法第12条第1項の規定により医薬品等の製造販売業（薬局製造販売医薬品製造販売業を除く。）の許可をすること。</p> <p>3 同法第13条第2項の規定により医薬品等の製造業（薬局製造販売医薬品製造業を除く。）の許可をすること。</p> <p>4 同法第36条の4第1項の規定により登録販売者の試験を実施すること。</p>	<p>は第35条第3項の規定により許可をすること。</p> <p>2 同法第12条第1項の規定により薬局製造販売医薬品製造販売業の許可をすること。</p> <p>3 同法第12条第2項の規定により医薬品等の製造販売業（薬局製造販売医薬品製造業を除く。）の許可を更新すること。</p> <p>4 同法第13条第2項の規定により薬局製造販売医薬品製造業の許可をすること。</p> <p>5 同法第13条</p>		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

						と。	第 3 項
					5	同 法 第 40 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に よ り 医 療 機 器 の 修 理 業 の 許 可 を す る こ と。	の 規 定 に よ り 医 薬 品 等 の 製 造 業 (薬 局 製 造 販 売 医 薬 品 製 造 業 を 除 く 。) の 許 可 を 更 新 す る こ と。
					6	同 法 第 75 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 許 可 の 取 消 し 等 を す る こ と 。	6 同 法 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 医 薬 品 等 の 製 造 販 売 品 目 を 承 認 す る こ と 。
					7	薬 剤 師 法 (昭 和 35 年 法 律 第 146 号) 第 8 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 免 許 の 取 消 し 等 を 厚 生 労 働 大 臣 に 具 申 す こ と 。	7 同 法 第 14 条 第 6 項 の 規 定 に よ り 医 薬 品 等 の 適 合 性 調 査 を 行 う こ と 。
							8 同 法 第 24 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 医 薬 品 販 売 業 (配 置 販 売 業 に 限 る 。) の 許 可 を 更 新 す る こ と。
							9 同 法

第26条
第1項
の規定
により
店舗販
売業（
当該店
舗の所
在地が
熊本市
域の区
域にあ
るもの
を除く。
）の許
可をす
ること。

10 同法
第30条
第1項
の規定
により
配置販
売業の
許可を
すること。

11 同法
第33条
第1項
の規定
により
配置従
事者の
身分証
明書を
交付す
ること
。

12 同法
第34条
第1項
の規定
により
卸売販
売業の
許可を
すること。

13 同法
第36条
の4第2
項の規

定により販売
従事者の登録
を行うこと。

14 同法
第39条
第1項
の規定
により
高度管
理医療
機器等
販売業
・賃貸
業の許
可をす
ること

15 同法
第40条
の2第3
項の規
定によ
り医療
機器の
修理業
の許可
を更新
すること。

16 同法
第40条
の2第5
項の規
定によ
り修理
区分の
追加・
変更の
許可を
すること。

17 同法
に基づ
く医薬
品等の
製造販
売業、
製造業
、医療
機器の

修理業、薬局又は医薬品販売業の休業等の届出の受理に關すること。

18 同法に基づく薬局開設の許可の更新、薬局製造販売医薬品製造販売業の許可の更新、薬局製造販売医薬品製造業の許可の更新、医薬品販売業（店舗販売業及び配置販売業を除く。）の許可の更新、高度医療機器の販売業・貸業の許可の更新、医療機器の販売業又は貸業の届

					<p>出の受 理及び 医療機 器の販 売業又 は賃貸 業の休 廃止等 の届出 の受理 に關す ること (当該 薬局、 店舗又 は營業 所の所 在地在 熊本市 域の区 域にあ るもの に限る。)。 19 藥事 法施行 令(昭和 36年政 令第11 号)第59 条の規定 により藥 事監視員 に試験品 を採取さ せること。</p>		
				<p>2 毒物及 び劇物に 關すること。</p>	<p>1 毒物 及び劇 物取締 法(昭和 25年法 律第303 号)第8 条第1項 第3号の 規定によ り毒物劇 物取扱</p>	<p>1 同法 第4条 第1項の 規定によ り又毒物 は劇物の 製剤業の 製造業者 等の登録 をすること。 2 同法</p>	

				<p>者試験を実施すること。</p> <p>2 同法第19条第2項の規定により、毒物又は劇物の製剤製造業者等又は販売業の登録の取消しをすること。</p>	<p>第4条第4項の規定により毒物又は劇物の製剤製造業者等の登録を更新すること。</p> <p>3 同法第6条の2第1項の規定により特定毒物研究者の許可をすること。</p> <p>4 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）に基づく使用者又は指導員の指定に關すること。</p>		
3	麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に關すること。	1	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第54条第5項の規定により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に	1	覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第8条及び第30条の3の規定による指定の取消し又	1	司法警察員としての職務の執行（知事決裁に該当するものを除く。）をすること。
						2	麻薬

			<p>よる司法警察員として、逮捕状若しくは捜索差押許可状を請求し、又は麻薬、向精神薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤関係違反事件を送致すること。</p>	<p>は業務の停止をすること。</p> <p>2 麻薬取扱者、向精神薬取扱者又は大麻取扱者の免許の取消し等を行うこと。</p> <p>3 麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定により診察をさせること。</p> <p>4 同法第58条の8の規定により入院させ、又は同法第58条の9の規定により入院の期間を延長すること。</p>	<p>取扱者、向精神薬取扱者（向精神薬試験研究施設設置者を除く。）又は大麻取扱者の免許を与えること。</p> <p>3 向精神薬試験研究施設設置者の登録を行うこと。</p> <p>4 同法第29条の規定により麻薬の廃棄の届出を受け受理すること。</p> <p>5 覚せい剤取締法第3条又は第30条の2の規定による指定を行うこと。</p>		
	4	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関すること。					
	5	有害物質を含有					

	する家庭用品の規制に関すること。						
	6 薬事審議会及び麻薬中毒審査会に関すること。						
	7 公衆浴場、興行場、旅館業、クリーニング業、理容及び美容に関すること。			<p>1 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条に基づくクリーニング師の試験を実施すること。</p> <p>2 クリーニング業法施行細則（昭和32年熊本県規則第32号）第10条の規定により合格通知をすること。</p>	<p>1 クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号）第1条の規定により免許証の交付又は再交付をすること。</p>		
	8 生活衛生関係営業に関すること。	1 生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第9条の規定により適正	1 同法第14条の2第1項及び第3項の規定により共済規程又はその変更若しくは廃	1 同法第12条の規定により適正化規程の廃止届を受理すること。	2 同法第14条		

				<p>化規程又はその変更を認可すること。</p> <p>2 同法第11条の規定により適正化規程の変更命令又は認可の取消しをすること。</p> <p>3 同法第24条の規定により組合の設立の認可をすること。</p> <p>4 同法第52条の3の規定により組合の解散を命ずること。</p>	<p>止を認可すること。</p> <p>2 同法第42条の規定により組合員による総会の招集を承認すること。</p> <p>3 同法第50条第2項の規定により組合解散について総会の決議を認可すること。</p> <p>4 同法第52条の2の規定により役員の退任勧告をすること。</p> <p>5 同法第56条の6の規定により組合員以外の者に対する事業活動の改善を勧告すること。</p> <p>6 同法第62条の規定により</p>	<p>の10の規定による組合協約又はその変更を認可すること。</p> <p>3 同法第14条の12の規定により組合協約に関するあつ旋又は調停をすること。</p> <p>4 同法第28条第3項の規定により定款変更の認可をすること。</p> <p>5 同法第60条の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。</p> <p>6 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和32年厚</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

				意見の 聴取を 行うこ と。	生省令 第37号)第5条 の11の 規定に よる組 合協約 の廃止 届を受 理する こと。 7 同規 則第6 条の規 定によ る役員 の変更 届を受 理する こと。 8 同規 則第9 条の規 定によ る組合 解散の 届出を 受理す ること 。 9 同規 則第11 条の規 定によ る組合 員の異 動報告 を受理 するこ と。		
9	建築物 の衛生的 環境の確 保に關す ること。						
10	墓地等 に關する こと。						
11	温泉に 關するこ と。			1 温泉 法（昭 和23年 法律第 125号）	1 同法 第5条 第2項（ 同法第 11条第		

									<p>第3条 第1項 又は第 11条第 1項の 規定に より掘 削、増 掘又は 動力装 置を許 可する こと。</p> <p>2 同法 第8条 第3項(同法第 11条第 2項に おいて 準用す る場合 を含む 。)、第 14条の 8第3項 又は第 14条の 9第2項 の規定 により 可燃性 天然ガ スによ る災害 の防止 上必要 な措置 を命ず ること。</p> <p>3 同法 第9条(同法第 11条第 2項又 は第3 項にお いて準 用する 場合を 含む。) の規定 により</p>	<p>2項又 は第3 項にお いて準 用する 場合を 含む。) の規定 により 掘削、 増掘又 は動力 装置の 許可の 有効期 間を更 新する こと(対 象地が 熊本市 の場合 に限る 。)</p> <p>2 同法 第6条 第1項(同法第 11条第 2項又 は第3 項にお いて準 用する 場合を 含む。) 又は第 14条の 3第1項 の規定 により 法人の 合併又 は分割 による 許可を 受けた 地位の 承継を 承認す ること(対 象地が 熊本市</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

					掘削、増掘又は動力装置の許可を取り消すこと。	の場合に限る。)
				4	同法第9条第2項(同法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定により温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な措置を命ずること。	3 同法第7条第1項(同法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は第14条の4第1項の規定により相続による許可を受けた地位の承継の承認をすること(対象地が熊本市の場合に限る。)
				5	同法第9条の2(同法第11条第2項において準用する場合を含む。)又は第14条の10の規定により可燃性天然ガスによる災害の防	4 同法第7条の2第1項(同法第11条第2項において準用する場合を含む。)又は第14条の7第1項の規定により掘削、増掘若しくは

止上必
 要な措
 置又は
 掘削、
 増掘若
 しくは
 温泉の
 採取の
 停止を
 命ずる
 こと。

6 同法
 第10条
 (同法
 第11条
 第2項
 又は第
 3項に
 おいて
 準用す
 る場合
 を含む
 。)の規
 定によ
 り原状
 回復を
 命ずる
 こと。

7 同法
 第12条
 第1項
 の規定
 により
 温泉採
 取の制
 限を命
 ずるこ
 と。

8 同法
 第14条
 第1項
 の規定
 により
 温泉ゆ
 う出以
 外の目
 的の掘
 削によ
 る温泉
 のゆう
 出量等
 への影
 響を防

温泉採
 取のた
 めの施
 設の位
 置、構
 造若し
 くは設
 備又は
 掘削、
 増掘若
 しくは
 温泉採
 取の方
 法の変
 更の許
 可をす
 ること
 。

5 同法
 第8条
 第1項
 (同法
 第11条
 第2項
 又は第
 3項に
 おいて
 準用す
 る場合
 を含む
 。)の規
 定によ
 る掘削、
 増掘又
 は動力
 装置の
 工事の
 完了又
 は廃止
 の届出
 を受理
 するこ
 と(対象
 地が熊
 本市の
 場合に
 限る
 。)。

6 同法
 第14条
 の2第1
 項の規
 定によ

									<p>止するため必要な措置を命ずること。</p> <p>9 同法第19条第1項の規定により登録分析機関の登録をすること。</p> <p>10 同法第25条の規定により登録分析機関の登録を取り消すこと。</p> <p>11 同法第28条の規定により必要な報告を求め、又は立入検査等を行うこと。</p> <p>12 同法第30条の規定により指定地域内の温泉利用施設又は管理方法の改善に関し指示すること。</p>		<p>り温泉採取の許可をすること。</p> <p>7 同法第14条の5第1項の規定により可燃性天然ガスの濃度について確認をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。</p> <p>8 同法第14条の5第3項の規定により可燃性天然ガスの濃度の確認を取り消すこと（対象地が熊本市の場合に限る。）。</p> <p>9 同法第14条の6第2項の規定により可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた地位の</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	---	--	--	--	--	--

承継の届出を受理すること（対象地が熊本市の場合に限る。）

10 同法第14条の8第1項の規定による温泉採取の事業の廃止の届出を受理すること（対象地が熊本市の場合に限る。）

11 同法第14条の9第1項の規定により温泉採取の許可を取り消すこと

12 同法第20条の規定による登録分解析機関の登録事項変更の届出を受理すること

13 同法第21条

						第1項の規定による登録機関の温泉成分分析業務の廃止の届出を受け受理すること。		
		12 生活衛生適正化審議会に関すること。						
環境生活部	環境政策課	1 環境及び生活行政に係る基本的施策の企画及び調整に関すること。						
		2 チッソ株式会社に対する金融支援措置に関すること。						
		3 環境生活部長室に関すること。						
	水俣病保健課	1 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）の施行に関すること。			1 公害健康被害者等対策の実施に関すること。	1 同法に規定する療養費等の給付に関すること。 2 水俣病に係る統計に関すること。		
	2 水俣病			1 熊本	1 医療			

	<p>総合対策事業に関すること。</p>			<p>2 県医療事業判定検討会に関すること。 2 水俣病被害者手帳に係る対象者の決定及び交付に関すること。</p>	<p>手帳、水俣病被害者手帳及び保健手帳の変更、再交付療養費等の給付等に関すること。 2 健康管理事業の実施に関すること。</p>		
	<p>3 公害保健福祉事業に関すること。</p>				<p>1 公害保健福祉事業の実施に関すること。 2 特殊寝台の貸付等に関すること。</p>		
水俣病審査課	<p>1 公害健康被害の補償等に関する法律の施行に関すること（水俣病保健課の分掌事務に係るものを除く。）。</p>	<p>1 同法に基づく申請に係る処分に関すること。</p>					
	<p>2 公害被害者認定審査会及び公害健康被害認定審査会に関すること。</p>						

		<p>こと。</p> <p>3 水俣病研究事業及び水俣病認定申請者治療研究事業に関すること。</p>			<p>1 水俣病認定申請者治療研究事業実施要項の策定に関すること。</p> <p>2 水俣病認定申請者治療研究事業の対象者等の決定に関すること。</p>	<p>1 水俣病認定申請者治療研究事業の医療費の決定に関すること。</p> <p>2 水俣病認定申請者医療手帳の変更及び再交付に関すること。</p>		
		<p>4 水俣病に係る訴訟並びに同法の規定による公害健康被害者の認定に係る異議申立て及び審査請求に関すること。</p>			<p>1 水俣病に係る訴訟並びに同法の規定による公害健康被害者の認定に係る異議申立て及び審査請求に関する事務のうち軽易な事務に関すること。</p>			
環境局	環境立県推進課	<p>1 熊本県環境基本条例（平成2年熊本県条例第49号）の施行に関すること。</p>						

<p>2 環境行政に係る基本的施策の企画、調整及び推進に関すること。</p>	<p>1 熊本県環境管理システムに係る重要な見直しに関すること。</p>					
<p>3 地球温暖化対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。</p>			<p>1 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第24条第1項の規定に基づく都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定に関すること。</p> <p>2 同法第24条第4項の規定に基づく改善命令に関すること。</p> <p>3 同法第24条第5項の規定に基づく都道府県地球温暖化防止活動推</p>	<p>1 同法第20条の3第8項の規定に基づく実行計画の公表に関すること。</p> <p>2 同法第20条の3第10項の規定に基づく実行計画の実施状況の公表に関すること。</p> <p>3 同法第23条第1項の規定に基づく地球温暖化防止活動推進委員の委嘱に関すること。</p> <p>4 同法第24条第1項の規定に基づき、都</p>		

				進センターの指定の取消しに関すること。 4 地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号）第19条第2項の規定に基づく権利保護の請求に関すること。	道府県地球温暖化防止活動推進センターを指定し又は同条第5項の規定に基づき、これを取り消した場合の公示に関すること。 5 同条例第50条の規定に基づく報告又は資料の要求に関すること。		
			4 循環型社会形成に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。				
			5 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の増進に関する法律（平成15年法律第130号）に関すること。				
		6 地下水の水量の保全に係	1 地下水保全条例（	1 同条例第31条の規	1 同条例第29条の規		

	る施策の企画、調整及び推進に関すること。	平成2年条例第52号)第25条の規定に基づく指定地域の指定及び改廃に関すること。		定に基づく勧告及び氏名の公表に関すること。 2 同条例第32条の2の規定に基づく地下水使用合理化指針及び第33条の規定に基づく地下水涵養指針の策定に関すること。	定に基づく地下水の採取量の報告に関すること。 2 同条例第40条の規定に基づく土地の立入に関すること。 3 地下水量保全、地下水使用合理化及び地下水涵養のための指導、助言に関すること。		
7	総合的水需給計画の策定及び推進に関すること。						
8	水資源の開発に係る調査、企画及び調整に関すること。						
9	水資源に係る企業局との連絡に関すること。						
10	有明海及び八代海の再生			1 有明海及び八代海			

<p>に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。</p>			<p>を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第8項の規定に基づく県の修正に関し、事業の実施に関する事項の追加等軽微な修正に関すること。</p>			
<p>11 国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）に関すること。</p>			<p>1 同法第10条第1項の規定により環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、公表すること。</p>			
<p>12 環境保全基金に関すること。</p>						
<p>13 環境センターに関すること。</p>						
<p>14 環境局長に関すること。</p>						

環境保全課	<p>ること。</p> <p>1 環境影響評価法（平成9年法律第81号）の施行に関すること。</p>			<p>1 同法第4条第2項（同法第39条第2項で読み替えて適用する場合を含む。）の規定による第2種事業の判定に係る知事の意見に関すること。</p> <p>2 同法第10条第1項（同法第40条第2項で読み替えて適用する場合を含む。）の規定による方法書についての知事の意見に関すること。</p> <p>3 同法第20条第1項（同法第40条第2項で読み替えて適用する場合及び第48</p>	<p>1 同法第17条第3項の規定による説明会についての事業者への意見に関すること。</p> <p>2 環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号）第7条及び第8条の規定による意見提出期間の決定及び通知に関すること。</p>		
-------	--	--	--	---	---	--	--

					<p>条第2項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定による準備書についての知事の見聞に關すること。</p>		
2	<p>熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号)の施行に關すること。</p>			<p>1 同条例第4条の規定による技術指針の制定又は變更に關すること。</p> <p>2 同条例第10条第1項(同条例第37条で読み替えて適用する場合を含む。)の規定による方法書についての知事の見聞に關すること。</p> <p>3 同条例第19条第1項(同条例第37条で</p>	<p>1 同条例第4条第4項の規定による技術指針の制定又は變更についての熊本県環境影響審査会の意見聴取に關すること。</p> <p>2 同条例第10条第3項(同条例第37条で読み替えて適用し、第42条第1項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定によ</p>		

									<p>読み替えて適用し、第40条第2項及び第42条第2項で読み替えて用する場合を含む。)の規定による公聴会の開催に関すること。</p> <p>4 熊本県環境影響評価条例施行規則(平成12年熊本県規則第56号)第26条の規定による公聴会を主宰する県の職員に指名すること。</p> <p>5 熊本県環境影響評価条例第20条(同条例第37条で読み替えて適用し、第40条第</p>		<p>る方法書について熊本県環境影響評価審査会の意見聴取に関すること。</p> <p>3 同条例第16条第3項(同条例第37条で読み替えて適用し、第40条第2項で読み替えて用する場合を含む。)の規定による説明会についての事業者への意見に関すること。</p> <p>4 同条例第20条第3項(同条例第37条で読み替えて適用し、第40条第2項及び第42条第2項で読み替えて</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

					2項で読み替えて用する場合を含む。)の規定による準備書についての知事意見に関すること。	用する場合を含む。)の規定による準備書についての熊本環境影響審査会の意見聴取に関すること。		
				6 同条例第24条第1項(同条例第37条で読み替えて適用し、第40条第2項で読み替えて用する場合を含む。)の規定による評価書の内容についての措置要請に関すること。	5 同条例第34条(同条例第40条第2項及び第42条第1項で読み替えて用する場合を含む。)の規定による事後調査報告書の公告の縦覧に関すること。			
				7 同条例第29条(同条例第37条で読み替えて用する場合を含む。)の規定による	6 同条例第36条の規定による中止書の申出書の管轄市町村長へ付すること。	7 熊本環境		

環境影響評価その他
の再実施の要請に
関すること。

8 同条例第31条（同
条例第37条で読み替
えて適用する場合を
含む。）の規定によ
る知事以外の免許等
の権限を有する者へ
の環境保全に関する
配慮要請に關すること

9 同条例第35条第1
項（同条例第40条第
2項及び第42条第1
項で読み替えて適用
する場合を含む。）
の規定による事後調
査報告

影響評価施行規則第
11条の規定による方
法書についての知事
の意見提出期間の決
定及び通知に關すこ
と。

8 同規則第31条の規
定による準備書につ
いての知事の意見提
出期間の決定及び通
知に關すること。

				<p>書に係る環境保全上の措置の実施の要請に関すること。</p> <p>10 同条例第45条第1項の規定による勧告に関すること。</p> <p>11 同条例第47条の規定による隣接県知事との協議に関すること。</p> <p>12 同条例第48条の規定による市町村条例の指定に関すること。</p>			
3	公共事業等に係る環境配慮の推進に関すること。						
4	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の施行に関			1 同法第10条の規定により公害防止統括者等の解任を命令すること	1 同法第11条の規定により報告の徴収、又は立入検査を行うこと。		

	<p>すること。</p>					
5	<p>公害(大気汚染、騒音、振動及び悪臭に限る。次項及び第7項において同じ。)の規制に關すること。</p>			<p>1 環境基準の類型指定に關すること。</p> <p>2 規制基準の設定及び改廢に關すること。</p> <p>3 規制地域の指定並びに規制対象施設の設定及び改廢に關すること。</p> <p>4 規制に係る調査の企画に關すること。</p>	<p>1 環境基準の類型指定及び規制地域の指定並びに規制対象施設の設定及び改廢の告示に關すること。</p>	
6	<p>公害の監視測定に關すること。</p>			<p>1 特定物質に係る事故時の措置に關すること。</p>	<p>1 監視測定計画に關すること。</p> <p>2 緊急時の措置に關すること。</p> <p>3 結果の公表に關すること。</p>	
7	<p>公害の防止指導に關すること。</p>			<p>1 經濟産業大臣に対する措置要請に關す</p>	<p>1 公安委員会に対する措置要請及び道路</p>	

			<p>ること。</p> <p>2 燃料の使用基準に係る勸告又は命令に関すること。</p> <p>3 関係機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力依頼及び意見に関すること。</p> <p>4 苦情処理に関すること。</p>	<p>管理者等に対する意見に関すること。</p> <p>2 軽易な苦情処理に関すること。</p>	
8	公害(水質の汚濁、土壌の汚染及び地盤の沈下に限る。)の規制に関すること。		<p>1 水質汚濁に係る環境基準の類型指定に関すること。</p> <p>2 排水基準の設定及び改廃に関すること。</p> <p>3 規制地域の指定並びに規制対象施設の設定及び改廃に関すること。</p>		

<p>9 公共用水域及び地下水の水質の保全に関すること。</p>			<p>。 1 水質汚濁に係る環境基準の類型指定に関すること。 2 公共用水域及び地下水の水質の汚濁の常時監視に関すること。 3 公共用水域及び地下水の水質の測定計画に関すること。 4 事故の状況の公表に関すること。 5 緊急時又は事故時の措置に対する命令に関すること。 6 地下水の水質の浄化に係る措置命令等に関すること。 7 有害</p>	<p>1 地下水保全のための土地の立入に関すること。 。 2 事業場に対する報告及び検査に関すること。 3 公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表に関すること。</p>		
----------------------------------	--	--	--	---	--	--

			物質の地下浸透禁止に係る改善命令等に関すること。			
10	土壌（農用地を除く。）の汚染及び地盤の沈下に関すること。		<p>1 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条の規定に基づく措置区域の指定、解除及び公示に関すること。</p> <p>2 同法第7条の規定に基づく措置命令に関すること。</p> <p>3 同法第22条の規定に基づく汚染土壌処理業の許可及び更新に関すること。</p> <p>4 同法第23条の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の</p>	<p>1 同法第3条、第4条及び第5条の規定に基づく土地の調査に関すること。</p> <p>2 同法第7条の規定に基づく講ずべき措置の指示に関すること。</p> <p>3 同法第11条の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定及び解除に関すること。</p> <p>4 同法第11条の規定に基づく形質変更時要届出区域の公示に関すること。</p>		

			<p>許可に 関する こと。</p> <p>5 同法 第24条 の規定 に基づ く汚染 土壌処 理施設 の改善 命令に 関する こと。</p> <p>6 同法 第25条 の規定 に基づ く汚染 土壌処 理業の 許可の 取消し 及び停 止命令 に關す ること 。</p> <p>7 同法 第55条 の規定 に基づ く協議 に關す ること 。</p>	<p>5 同法 第12条 の規定 に基づ く土地 の形質 の変更 届出及 び変更 命令に 關する こと。</p> <p>6 同法 第54条 の規定 に基づ く報告 及び検 査に關 すること 。</p> <p>7 同法 第56条 の規定 に基づ く資料 の提出 の要求 等に關 すること 。</p>	
11	特定化 学物質 の環境 への排 出量の 把握等 及び管 理の改 善の促 進に關 する法 律（平 成11年 法律第 86号） の施行 に關す ること。			<p>1 結果 の公表 に關す ること 。</p> <p>2 届出 事項に ついて の意見 及び説 明に關 すること 。</p>	
12	ダイオ キシソ ン類及 び環境		1 規制 基準の 設定及	1 監視 測定計 画に關	

			ホルモン等の化学物質に関すること。			び改廃に關すること。 2 特定施設に係る事故時の措置及び氏名等の公表に關すること。 3 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第35条に基づく要請及び協議に關すること。	すること。 2 結果の公表に關すること。		
			13 公害紛争処理に關すること。				1 申請手数料の減免還付等に關すること。 2 鑑定料の額の決定に關すること。		
			14 環境保全啓発活動の支援に關すること。						
		1	15 環境保全協定に關すること(県が直接当事	1 環境保全協定の締結及び變更に		1 軽易な變更に關すること。			

		者となる 場合に限 る。)	関する こと。						
		16 水道に 関すること。			1 水道 法（昭 和32年 法律第 177号） 第6条 の規定 により 事業を 認可す ること 。 2 同法 第11条 の規定 により 水道事 業の休 止又は 廃止を 許可す ること 。 3 同法 第26条 の規定 により 水道用 水供給 事業の 経営を 認可す ること 。 4 同法 第35条 の規定 による 水道事 業経営 の認可 を取り 消すこ と。 5 同法 第37条 の規定 により	1 同法 第10条 の規定 により 水道事 業の事 業変更 を認可 すること。 2 同法 第14条 第5項 の規定 による 料金の 変更届 出を受 理し、 又は同 条第6 項の規 定によ り地方 公共団 体以外 の水道 事業の 供給条 件変更 を認可 すること。 3 同法 第30条 の規定 により 水道用 水供給 事業の 事業変 更を認 可すこ と。 4 同法 第33条 第5項 の規定			

				<p>給水停止を命ずること。</p> <p>6 同法第38条の規定により水道事業者に対する供給条件の変更の認可の申請を命ずること。</p> <p>7 同法第39条の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。</p> <p>8 同法第40条の規定により災害その他の非常の場合における水道用水の緊急応援を命ずること。</p>	<p>により専用水道布設工事の確認申請に対する通知をすること。</p> <p>5 同法第36条の規定により水道施設の改善の指示をすること。</p>		
自然保護課	1 国立公園、国立公園及び県立自然公園に関すること。	1 自然公園の公園計画の策定に関すること。 2 自然公園の		1 自然公園の管理計画の策定に関すること。 2 自然公園の	1 同法第68条第2項の規定による協議に関すること。 2 同条		

指定、解除又は区域の変更に関すること。
 3 自然公園の特別地域の指定に関すること。

公園事業の決定、改善命令、承継、認可の取消し、原状回復命令等、立入りの認定、措置命令及び中止命令等に関すること。
 3 自然公園の指定認定機関の指定に関すること。
 4 生態系維持回復事業に関すること。
 5 自然公園の風景地保護協定の締結に関すること。
 6 自然公園の公園管理団体の指定に関すること。
 7 自然公園法（昭和32年法

例第11条第2項及び第3項の規定による同意及び認可をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。
 3 同条例第21条第4項第2号、第7号、第11号、第13号及び第15号の規定による許可をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。
 4 同条例の規定による届出、通知に関すること（対象地が熊本市の場合に限る。）。
 5 熊本県立自然公園条例施行規則

律 第
161号)
第20条
第3項
及び第
21条第
3項の
規定に
よる許
可をす
ること
(環境
大臣に
協議を
要する
ものに
限る。)

8 熊 本
県立自
然公園
条例(昭
和33年
熊本県
条例第
45号)
第21
条第4
項(課(セ
ンター)長
専決事
項に該
当する
ものを
除く。)の
規定に
よる許
可をす
ること
(対象地
が熊本
市の場合
に限る
。)

9 同 条
例第54
条第1
項の規
定によ
る協議
に 関 係

(昭和
47年熊
本県規
則第45
号)第4
条の規
定によ
る施設
の供用
開始の
届出に
関する
こと(対
象地が
熊本市
の場合
に限る
。)

6 国 定
公園及
び県立
自然公
園の立
入検査
、実地
調査及
び指示
を する
職 員
を 任
免 する
こと
。

				ること (対象 地が熊 本市の 場合に 限る。) 。			
	2 自然環 境の保全 に関する こと。	1 熊本 県自然 環境保 全条例 (昭和 48年熊 本県条 例第50 号)に 基づく 自然環 境保全 基本方 針の策 定及び 変更 に関する こと。		1 同条 例に基 づく自 然環境 保全地 域、緑 地環境 保全地 域及び 郷土修 景美化 地域の 指定、 指定の 解除及 び区域 の変更 に 関 す る こ と 。 2 同条 例に基 づく自 然環境 保全地 域に 関 す る 保 全 計 画 、 緑 地 環 境 保 全 地 域 に 関 す る 保 全 計 画 及 び 郷 土 修 景 美 化 地 域 に 関 す る 修 景 美 化 計 画 の 策 定 、 廃 止 及 び 変 更 に 関 す る	1 同条 例に基 づく軽 易な許 可、届 出等に 関する こと。 2 同条 例第32 条の規 定によ る標識 の設置 に 関 す る こ と 。		

- こと。
- 3 同条
例に基
づく特
別地区
及び野
生動植
物保護
地区の
指定、
指定の
解除及
び区域
の解除
及び区
域の変
更に関
すること。
- 4 同条
例に基
づく自
然環境
保全地
域の保
全事業
、緑地
環境保
全地域
の保全
事業及
び郷土
修景美
化地域
の修景
美化事
業の施
行に関
すること。
- 5 生態
系維持
回復事
業に関
すること。
- 6 同条
例に基
づく自
然環境
保全協
定の締
結に関

			<p>すること。 7 同条 例に基 づく許 可、届 出等に 関する こと。</p>			
3 野生動 植物の多 様性の保 全に關す ること。	1 熊本 県野生 動植物 の多様 性の保 全に關 する条 例（平 成16年 熊本県 条例第 19号） に基 づく野 生動植 物の多 様性保 全基本 方針の 策定及 び変更 に關す ること。		<p>1 同条 例に基 づく県 内希少 野生動 植物、 指定希 少野生 動植物 及び特 定希少 野生動 植物の 指定及 び指定 の解除 に關す ること 。 2 同条 例に基 づく特 定希少 野生動 植物事 業の登 録に關 すること。 3 同条 例に基 づく生 息地等 保護区 、管理 地区及 び立入 制限地 区の指</p>	1 同条 例に基 づく軽 易な許 可、届 出等に 關する こと。		

			<p>定及び指定の解除に関すること。</p> <p>4 同条例に基づく保護管理事業計画の策定、変更及び保護管理事業の認定等に関すること。</p> <p>5 同条例に基づく許可、届出等に関すること。</p>		
4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。	1 鳥獣保護事業計画を策定すること。		<p>1 司法警察員の指名協議に関すること。</p> <p>2 狩猟免許に関すること。</p> <p>3 猟区の設定に関すること。</p> <p>4 狩猟免許の取消し並びに熊本市及び県外居住</p>	<p>1 有害鳥獣の捕獲に関すること。</p> <p>2 狩猟の取締りに関すること。</p> <p>3 狩猟免許の更新に関すること。</p> <p>4 熊本市及び県外居住者に係る狩猟者登録に関</p>	

					<p>者に係 る狩猟 者登録 の抹消 に關す ること 。</p> <p>5 鳥 獸 の學術 の研究 に關す ること 。</p> <p>6 鳥 獸 捕獲の 許可を すること (課(セ ンター) 長事決 項に該 当する ものを 除く。)</p> <p>7 鳥 獸 保護施 設を設 置する こと。</p> <p>8 鳥 獸 の人工 増殖及 び放鳥 を決定 すること 。</p> <p>9 鳥 獸 生息状 況を調 査する こと。</p> <p>10 鳥 獸 保護の 概況を 調査す ること 。</p> <p>11 愛鳥 週間に 關する こと。</p>	<p>するこ と。</p> <p>5 愛が ん目的 を除く のを飼 養登録 すること (申の 請者所 住地が 熊本市 のみに 限る。)</p> <p>6 有害 鳥獸の 捕獲を 許可す ること (申の 請者所 住地が 熊本市 のもの に限る 。)</p> <p>7 狩猟 者登録 証、狩 猟者記 章、鳥 獸捕獲 許可証 、従事 者証、 狩猟免 状、鳥 獸飼養 登録票 (愛が ん目的 を除く 。)及 び指定 法許可 証の再 交付を すること 。</p> <p>8 狩猟 団体に</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--	--

					<p>12 鳥獣保護員に関すること。</p> <p>9 鳥獣保護団体に関すること。</p> <p>13 特定鳥獣保護管理計画の策定及び鳥獣保護区の指定等に係る公聴会の開催に関すること。</p> <p>14 指定猟法禁止区域に係る指定猟法の許可に関すること（申請者の住所地が熊本市のものに限る。）。</p>			
	5	自然公園施設の整備及び維持管理に関すること。						
	6	鳥獣保護センターに関すること。						
	7	外来生物対策に関すること。						
廃棄物対	1	廃棄物の処理に関する企画及び総						

策 課	合調整に 関すること。						
	2 廃棄物 処理計画 に 関すること。	1 廃棄 物の処 理及び 清掃に 関する 法律（ 昭和45 年法律 第137 号）第5 条の3 の規定 による 廃棄物 処理計 画の策 定に 関すること。					
	3 産業廃 棄物に 関すること。			1 廃棄 物の処 理及び 清掃に 関する 法律第 14条の 3の規 定によ り事業 の停止 命令を 行うこ と。 2 同法 第14条 の3の2 第1項 及び同 条第2 項の規 定によ り許可 の取消 しを行 うこと 。 3 同法 第14条 の6に おいて	1 同法 第12条 第3項、 同条第 4項及 び廃棄 物の処 理及び 清掃に 関する 法律施 行規則 （昭和 46年厚 生省令 第35号 ）第8条 の2の6 の規定 による 事業場 外にお ける産 業廃棄 物の保 管、保 管の変 更及び 保管の 廃止に 関する		

<p>準用する同法第14条の3及び第14条の3の2第1項及び同条第2項の規定により事業の停止命令及び許可の取消しを行うこと。</p>	<p>届出を受理すること。</p>
<p>4 同法第15条第1項及び同法第15条の2の6第1項の規定により処理施設設置の許可及び変更の許可を行うこと。</p>	<p>2 同法第12条第9項及び同法第12条の2第10項の規定による産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及び特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を受理すること。</p> <p>3 同法第12条第10項及び同法第12条の2第11項の規定による前号の計画の実施状況の報告を受理すること。</p>
<p>5 同法第15条の2の7の規定により処理施設の改善命令又は使用の停止命令を行うこと。</p>	<p>4 同法第12条第11項及び同法第12</p>
<p>6 同法第15条の3第1項及び</p>	<p>法第12</p>

					同条第2項の規定により処理施設設置の許可の取消しを行うこと。	条の2第12項の規定により第1号の計画及び前号の実施状況について公表を行うこと。
				7 同法第15条の3の3第5項の規定により熱回収施設設置者の認定の取消しを行うこと。	5 同法第12条の2第3項、同条第4項及び同規則第8条の13の6で準用する同規則第8条の2の6の規定による事業場外における特別管理産業廃棄物の保管、保管の変更及び保管の廃止に関する届出を受理すること。	
				8 同法第19条の3の規定により改善命令を行うこと。	6 同法第12条の3第7項の規定による産業廃棄物管理票	
				9 同法第19条の5第1項の規定により措置命令を行うこと。		
				10 同法第19条の6第1項の規定により措置命令を行うこと。		
				11 同法第19条の8第1項の規		

定により自ら支障の除去等の措置を講ずること。

12 同法第19条の8第2項から同条第4項までの規定により費用の負担をさせること。

13 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第22条の規定により廃棄物再生事業者の登録の取消しを行うこと。

に関する報告書を受理すること。
7 同法第12条の6第1項の規定により産業廃棄物の適正な処理に関し勧告を行うこと。

8 同法第14条第1項及び同条第6項の規定により産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分量（以下「産業廃棄物処理業」という。）の許可を行うこと。

9 同法第14条の2第1項の規定により産業廃棄物処理業の変更の許可を行うこと。

10 同法
第14条
の2第3
項の規
定によ
る産業
廃棄物
処理業
の廃止
又は変
更の届
出を受
理する
こと。

11 同法
第14条
の4第1
項及び
同条第
6項の
規定に
より特
別管理
産業廃
棄物収
集運搬
業及び
特別管
理産業
廃棄物
処分業
(以下
「特別
管理産
業廃棄
物処理
業」と
いう。)
の許可
を行う
こと。

12 同法
第14条
の5第1
項の規
定によ
り特別
管理産
業廃棄
物処理
業の変

更許可
を行う
こと。

13 同法
第14条
の5第3
項の規
定によ
る特別
管理産
業廃棄
物処理
業の廃
止又は
変更の
届出を
受理す
ること
。

14 同法
第15条
の2の5
の規
定によ
る処理
施設設
置者か
らの届
出を受
理する
こと。

15 同法
第15条
の2の6
第3項
の規
定によ
り処理
施設に
係る届
出を受
理する
こと及
び最終
処分場
の廃止
の確認
を行う
こと。

16 同法
第15条

の3の3
第1項、
廃棄物
の処理
及び清
掃に関
する法
律施行
令（昭
和46年
政令第
300号）
第7条
の4に
おいて
準用す
る同令
第5条
の5及
び同規
則第12
条の11
の11に
おいて
準用す
る同規
則第5
条の5
の11の
規定に
より熱
回収施
設設置
者の認
定を行
うこと
並びに
認定熱
回収施
設設置
者に係
る休廃
止等の
届出及
び熱回
収事項
の報告
を受理
すること。
17 同法

第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定により処理施設の譲受け又は借受けの許可を行うこと。

18 同法第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定により処理施設の設置者である法人の合併等の認可を行うこと。

19 同法第15条の4において準用する同法第9条の7第2項の規定による処理施設の設置者の相続の届出を受理す

ること

。

20 同法第18条第1項の規定により報告の徴収を行うこと。

21 同法第19条第1項の規定により立入検査等を行うこと。

22 同法第20条の2第1項、同令第20条及び同令第21条の規定により廃棄物再生事業者の登録を行うこと並びに変更の届出及び休止の届出を受理すること。

23 同法第23条の3第1項及び同条第2項の規定により県警本部長の意

					見を聴取すること。 24 同法第23条の5の規定により関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、協力を求めること。 25 同規則第9条第2号及び同規則第10条の3第2号の規定による指定を行うこと。	
4	一般廃棄物に関すること。			1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項及び同法第9条第1項の規定により処理施設設置の許可及び変更の許可を行うこと。 2 同法第9条	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項及び第4項の規定による処理施設の廃止若しくは休止又は休止した施設の再開並びに埋立処分の終	

					<p>の2第1項の規定により処理施設の改善命令又は使用の停止命令を行うこと。</p> <p>3 同法第9条の2の2第1項及び同条第2項の規定により処理施設設置の許可の取消しを行うこと。</p> <p>4 同法第9条の2の4第5項の規定により熱回収施設設置者の認定の取消しを行うこと。</p> <p>5 同法第9条の3第3項及び同条第9項の規定により処理施設の届出に係る計画の変更及</p>	<p>了の届出を受けること。</p> <p>2 同法第9条の2の4第1項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により熱回収施設設置者の認定を行うこと並びに認定熱回収施設設置者に係る休止等及び熱回収事項の報告を受理事と。</p> <p>3 同法第9条の7第2項の規定によ</p>		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

				<p>び廃止 命令並 びに改 善命令 及び使 用の停 止命令 を行う こと。</p> <p>6 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 31 号）第 3 条第 1 項及び同法第 4 条第 1 項の規定により合理化事業の承認及び変更の承認を行うこと。</p>	<p>る処理 施設の 相続の 届出を 受理す ること 。</p> <p>4 同法第 9 条の 5 第 1 項の規定により処理施設の譲受け又は借受けの許可を行うこと。</p> <p>5 同法第 9 条の 6 第 1 項の規定により処理施設の設置者である法人の合併等の認可を行うこと。</p>		
		5 その他廃棄物の処理等に関すること。		1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 7 条	1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 8 条の規定による保管等の届		

					<p>の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定に関すること。</p> <p>2 同法第16条第1項の規定により改善命令を行うこと。</p> <p>3 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第20条の規定により再資源化等の方法の変更その他必要な措置を行うこと。</p> <p>4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平</p>	<p>出を受理すること。</p> <p>2 同法第9条の規定により保管等の状況を公表すること。</p> <p>3 同法第12条第2項の規定による承継の届出を受理すること。</p> <p>4 同法第14条の規定により确实かつ適正な処理の実施の確保に指導及び助言を行うこと。</p> <p>5 同法第17条の規定により保管又は処分に関し報告の徴収を行うこと。</p> <p>6 同法第18条第1項の規定により保管又</p>		
--	--	--	--	--	---	---	--	--

						成7年法律第112号)第9条の規定により県分別収集促進計画の策定及び公表を行うこと。	は処分に関し立入検査等を行うこと。
					5	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第20条第3項の規定により関連事業者に対し勧告に係る措置命令を行うこと。	7 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第4項及び同条第5項の規定により市町村分別収集の計画の受理及び助言等を行うこと。
					6	同法第51条の規定により引取業者の登録を取り消し、又は事業の停止命令を行うこと。	8 使用済自動車の再資源化等に関する法律第19条の規定により登録を受け取業者若しくはフロン回収業者又は許可を受け解体業者若しくは破砕
					7	同法第58条の規定	

					により フロン 類回収 業者の 登録を 取り消 し、又 は事業 の停止 命令を 行うこ と。 8 同法 第66条 の規定 により 解体業 の許可 の取消 し又は 事業の 停止命 令を行 うこと 。 9 同法 第72条 において 準用す る同法 第66条 の規定 により 破砕業 の認可 の取消 し又は 事業の 停止命 令を行 うこと 。 10 同法 第90条 第3項 の規定 により 勸告に 係る措 置命令 を行う こと。 11 特定	者に対 し指導 及び助 言を行 うこと 。 9 同法 第20条 第1項 及び同 条第2 項の規 定によ り関連 事業者 及びフ ロン類 回収業 者に対 し勸告 を行う こと。 10 同法 第42条 から同 法第49 条まで の規定 により 引取業 者の登 録、登 録の更 新、申 請書の 受理、 登録の 実施、 登録の 拒否、 変更届 及び廃 業届の 受理、 登録簿 の閲覧 、登録 の抹消 並びに 通知を 行うこ と。 11 同法
--	--	--	--	--	---	--

製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第17条の規定により登録を取り消し、又は業務の停止命令を行うこと。

12 同法第24条第5項の規定により勧告に係る措置を行うこと。

第53条から同法第57条までの規定及び同法第59条において準用する同法第47条から同法第49条までの規定によりフロン類回収業者の登録、登録の更新、申請書の受理、登録の実施、登録の拒否、変更届及び廃業届の受理、登録簿の閲覧、登録の抹消並びに通知を行うこと。

12 同法第60条から同法第64条までの規定により解体業の許可、許可の更新、申請

書の受理、変更及び廃業等の届出の受理並びに通知を行うこと。

13 同法第67条から同法第71条までの規定及び同法第72条において準用する同法第64条の規定により破産の許可、許可の更新、申請書の受理、変更及び廃業等の届出の受理並びに通知を行うこと。

14 同法第90条第1項の規定により関連事業者に勧告を行うこと。

15 同法第125

条の規定により県警本部長の意見を聴くこと。

16 同法第127条の規定により関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、及び協力を求めること。

17 同法第131条第1項の規定により立入り調査を行うこと。

18 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第10条から同法第16条までの規定によりフロン類回収業者の登録、登

録の拒否、登録の更新、変更届の受理、登録簿の閲覧、廃業等届の受理及び登録の抹消を行うこと。

19 同法第22条の規定によりフロン類回収業者に報告の徴収を行うこと。

20 同法第23条の規定により関連事業者に指導及び助言を行うこと。

21 同法第24条第1項から同条第4項までの規定により関連事業者に勧告を行うこと。

22 同法